

琉球大学学術リポジトリ

沖縄返還交渉資料第6巻

メタデータ	言語: 出版者: 公開日: 2019-02-07 キーワード (Ja): 琉球政府, 法令審査会, 沖縄軍刑法問題, 在京米国大使館書記官, 沖縄住民の保護, 海外にある沖縄住民の保護及び沖縄関係領事事務処理参考資料, 沖縄内政, 沖縄経済 キーワード (En): 作成者: - メールアドレス: 所属:
URL	http://hdl.handle.net/20.500.12000/43632

海外にある沖縄住民の保護について

五北第141号
昭和34年11月27日

在ペルー

特命全權大使 三浦和一殿

外務大臣 藤山愛一郎

沖縄人に対する外交保護権に
ついて

1. 10月8日付貴信第289号をもつて照会
のあつた本件に関し、在中華民國井口大使に
事情調査方訓令しおきたるところ、今般同大
使より、11月11日付公信台第1309号
(写は井口大使より貴大使へ送付済)をもつ
て、本件報道は蔡璋の売名的宣伝投書による
ものであつて、米側の沖縄人に対する保護は
今回の米側言明の前後において実質的変化な
く、従来どおり、あくまでも沖縄人の意思に

2

基き、日米両国いずれかの外交保護を受ける
ものである旨、回報越したので、委細は同公
信写により御了知ありたい。

2. 本年2月25日、琉球米民政府高等弁務官
は当間琉政行政主席に対し「身分証明書に関
する件」と題する要旨次の如き別添書簡(省
略)を送つた。

(イ) 昨年、國務省は海外旅行中の琉球住民
に対し、合衆国国民に供与すると同様の
保護を与えるよう、米国の全在外公館に
通達した。この措置は琉球住民が海外旅
行中に困難に遭遇する事例を更に少なくす
るであろう。

(ロ) 合衆国は対日平和条約第3条の規定に
基いて琉球列島及びその住民に対する行
政立法司法の三権を行使している。

従つて、琉球及び日本以外に滞在する
琉球住民に対し、合衆国が保護及び援助
を与えることは、妥当である。よつて、

外国に滞在する琉球住民が援助を要請した場合、合衆国の在外公館は同住民に対し、協力する用意がある。」

しかしながら、本件措置は、在外沖縄人に対する外交保護権について、米側が保護権を一方的、排他的に行使する趣旨より出たものとは解されない。わが国の沖縄住民に対する保護権については、日米間に明示的合意はないが、米側は従来もこれを認めているので、わが方の同住民に対する取扱いは、右米側の措置によつて、何等変更されるものではなく、在外沖縄住民が、わが在外公館に対し、保護援助等を申出た場合は、既定の取扱の方針により処理ありたい。(昭和34年9月10日付往信移旅合第1652号による旅行事務参考書第VI資料編中の「琉球住民の地位及びその海外における取扱の要領」参照)

CONFIDENTIAL

United States diplomatic and consular posts should be prepared to provide protection to Ryukyuan similar to that afforded United States nationals in accordance with the provisions of Sections 320 to 324 and subsequent section of Volume II of the Foreign Service Manual. In any instance where doubt exists regarding the status of the individual as a Ryukyuan or where rendering assistance seems to be contrary to the best interests of the United States, the case should be referred for advice to the Department with messages repeated to Naha and Tokyo. In the past, most of the cases involving protection for Ryukyuan have involved stranded seamen. In these cases the American Consular Unit at Haha should be notified immediately (with an information copy of the communication to the Embassy in Tokyo) listing the name and home port of the vessel and the full names and dates and places of birth of the crew members. If necessary, appropriate funds should be requested through the Consul at Naha from USCAR for maintenance and repatriation.

In view of the fact that Ryukyuan are technically Japanese nationals while the territory is under full United States control and administration, precise instructions cannot be given for

handling

handling cases in which Japanese diplomatic and consular posts may assert an interest. In cases where the individuals have a direct present connection with the Ryukyans -- such as stranded seamen, travelling businessmen coming from the Ryukyus and immigrants receiving assistance of United States agencies -- United States posts may assume primary responsibility for protection. In general where Japanese diplomatic or consular posts assert an interest, United States officials concerned should be prepared to co-operate with the Japanese colleagues for the best interests of the persons requesting assistance. An offer of assistance by Japanese diplomatic missions and consular posts in handling Ryukyuan matters may be accepted where useful.

秘

マイブ指示	発信用	執務用	計
主 信	10	10	100
付 (1) 外	10	10	100
付 (2) 外	20	20	100
属 (OKX17-A)			

発送日 昭和34年12月8日
 発信 9 10 10 10

文書課長 (A) (分類)

公信番号 秘 2201 号	公信日付 昭和34年12月8日
大臣	主管 アジア局長
政務次官	審議官
事務次官	主任 北東アジア課長
官房長	起案者 電話番号
(協議)	
(回覧)	
受信者 別添在外公館長 (90)	発信者 藤山大臣
送付先	希望到着期日 月 日
この欄は至急信のみに使用のこと	
件 在外 沖縄人に対する外交保護権に関する件	
本件に関するは、昭和34年8月13日	

公信案(甲) 外務省 23 回覧番号 2562

No.

件 経信案(甲) 171号 及び 昭和34年9月
 10日付 経信秘案(甲) 1652号 並びに
 別添により 御承知の
 ことと存じます。 米側在外公館における最
 近の 米側 振りの 南連に、日本政府の在外
 沖縄人保護振りに関し、その変更があったこと
 は、在米公使館に懸念を向け、この際、在米
 三浦大使より、同国で生じた事件と南連に
 この趣旨の照会があり、右に對し「我方の
 既定取扱い方針に何ら変更を以てしな
 したため、貴館の執務参考までに、同公
 信案別添(1)のとおり送付する。
 本件に関するは、米側政府の在外

公信案(乙) 外務省

No.

公館宛通達(別添②)を非公式に入手した
ので、併せて送付する。本情報は責任
地米則官憲に対しては、引用せざるを特
即留意ありたい。

別紙添付



EMBASSY
OF THE
UNITED STATES OF AMERICA

Office of the Consul General,
Tokyo, Japan,
October 22, 1965.

CONFIDENTIAL

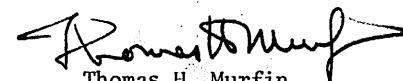
Dear Mr. Edamura:

I refer to your inquiry concerning provisions of our consular manual which relate to the protection of Ryukyans abroad.

The Department of State has instructed United States diplomatic and consular posts to be prepared to provide protection to Ryukyans similar to that afforded United States nationals in accordance with the provisions of Section 300 and subsequent sections of Volume 7 of the Foreign Affairs Manual. I enclose a copy of pertinent sections of this Manual.

In addition, United States officials have been told to be prepared to cooperate with their Japanese colleagues for the best interests of the persons requesting assistance, in cases where Japanese diplomatic or consular posts assert a Japanese interest.

Sincerely yours,


Thomas H. Murfin
American Consul General

Encl: Sections of Foreign Affairs
Manual as stated.

Mr. Sumio Edamura,
North American Section,
American Affairs Bureau,
Ministry of Foreign Affairs.

CONFIDENTIAL

300 - PROTECTION OF AMERICAN
NATIONALS

350 PROTECTION IN ARREST CASES

351 Report of All Arrest Cases

All cases involving the arrest of American citizens abroad should be reported to the Department with the facts and action taken in each case.

352 Criminal Arrests--General

352.1 Release of Citizens Imprisoned by
Foreign Governments

Title 22, Foreign Relations and Intercourse,
U.S.C., Sec. 1734, provides:

"Whenever it is made known to the President that any citizen of the United States has been unjustly deprived of his liberty by or under the authority of any foreign government, it shall be the duty of the President forthwith to demand of that government the reasons of such imprisonment; and if it appears to be wrongful and in violation of the rights of American citizenship, the President shall forthwith demand the release of such citizen, and if the release so demanded is unreasonably delayed or refused, the President shall use such means, not amounting to acts of war, as he may think necessary and proper to obtain or effectuate the release; and all the facts and proceedings relative thereto shall as soon as practicable be communicated by the President to Congress. (R.S. 2001.)"

352.2 Right of Communication

A national of the United States should have the right at all times to communicate with an officer of the Foreign Service and, unless subject to lawful detention, to visit him at his office.

352.3 Right of Defense in Court

In general, as respects the protection of American citizens who have been arrested in foreign countries, the Department considers that, in connection with the administration of penal laws, the American citizen must be accorded rights such as are guaranteed under the laws of civilized countries generally both to aliens and nationals. Most important among these are the requirements that there must be some ground for arrest and trial or, as it is said in domestic law, probable cause. A

person is entitled to be informed of the charge against him. He must be given a reasonably prompt opportunity to defend himself. He must not be mistreated during his period of imprisonment prior to trial.

352.4 Right of Assistance

352.4-1 An officer of the Foreign Service should be entitled within his district to interview, communicate with, and advise any national of his own country; to inquire into any incidents which have occurred affecting the interest of any national; and to assist him in proceedings before the foreign authorities and, where necessary, to arrange that legal assistance be afforded to him. The officer of the Foreign Service should be permitted to visit an American national who has been confined to prison awaiting trial and to converse privately with him during such time. If the American national has been convicted and is serving a sentence of imprisonment, the officer of the Foreign Service should have the right to visit him in prison. Any such visit should be made in accordance with prison regulations and should permit reasonable access to and opportunity for conversing with the American national.

352.4-2 Assuming that an American has been arrested in a foreign country for having defrauded a foreign governmental agency in a business transaction by forging certain documents and using them as genuine, the officer of the Foreign Service might act as follows. He would first check the consular records to ascertain, if possible, whether the person concerned is in fact an American citizen or can display prima facie evidence thereof. He would then seek to obtain from the appropriate local official information regarding the charge and place of incarceration, and would ask permission to visit the prisoner in jail. He would follow up this action by requesting that the consulate be furnished, in writing, answers to the following questions:

- a. What was the date of the arrest or detention and was it made under warrant for arrest or is the person being held under technical arrest?
- b. Was a specific charge made and was it cited in the warrant for arrest?
- c. What is the place of detention?
- d. Has a date for trial been set and is the person eligible for release under bond or on bail?
- e. Has an attorney been retained and, if so, has he been permitted to confer with his client? What is the name and address of the attorney?

352.4-3 The next step would be to interview the prisoner and to get all the facts on his side of the case, and then to obtain the facts as presented by the foreign state officials. The officer of the Foreign Service is now in a position to determine what protection, if any, might properly be extended to the prisoner by this Government.

352.4-4 In rendering any protection or assistance, the officer of the Foreign Service must keep in mind not only the basic rights and obligations of the American national but that the general and almost universal rule is that the character of an act as lawful or unlawful must be determined wholly by the law of the country where the act is done.

352.4-5 The officer, therefore, must limit his action to seeing to it that the action of the foreign government is not discriminatory and accords with generally applicable procedure in the administration of justice. He should investigate the legality under foreign law of any entry and search of the person's premises, whether personal records were removed and retained in accordance with established procedure, whether a warrant was issued for the arrest, and the conditions for the release on bail.

352.4-6 In substance, the officer of the Foreign Service must determine whether the American national's treatment was similar to that accorded nationals of the foreign country faced with a similar charge.

353. Arrest Cases on Non-Political Charges

353.1 Coercion and Arrest

The authorities of certain countries have, in many instances, either molested or arrested American nationals who have called at the American mission, some of whom have thereafter disappeared. Such procedure has tended to render other American nationals fearful of calling at the mission. In cases where the authorities of such foreign countries could consider, on the slightest technical ground, that the individual was its citizen, they have taken such a position and declined to furnish any information concerning him. Various coercive methods have been employed to compel American nationals who have been admitted to these countries to apply for citizenship in such states. Some have been threatened with the withholding of work and food cards, others have been given notice to leave on short notice unless their applications for citizenship should be made.

353.2 Procedure for Protection Against Coercion

In affording protection against such interference with the generally accepted rights of his nationals in foreign countries, the officer of the Foreign Service should take such of the following measures as he deems necessary to fit the occasion:

- Request that the authorities grant prompt and unrestricted access to the mission so that any individual claiming American nationality may establish the justification of such claim.
- Request that any appropriately documented American national be granted prompt permission to leave the foreign territory, unless valid reason for his detention is afforded by the foreign government.
- Request that any person claiming American nationality who has been arrested be permitted to notify the American mission promptly of his arrest and his place of detention.
- Request prompt access to all persons claiming American nationality.

353.3 Discretion of Foreign Service

The officer of the Foreign Service may use his discretion in affording protection in any case where it appears that the individual concerned might thereby be subjected to more harsh and discriminatory treatment as a result of his intervention.

354. Arrest Cases on Political Charges

354.1 In the event that an American citizen has been arrested in a foreign state on the ground that he has committed a political crime against the state, the officer of the Foreign Service should endeavor to ascertain whether the accused American national is being accorded fair treatment. The fact that the accused is detained on such a serious charge does not limit the right of the officer of the Foreign Service to keep in touch with the accused and to see to it that his rights under municipal or international law are fully upheld.

354.2 In cases where the American national is accused of espionage or sabotage, or where he is arbitrarily found guilty without being given either a public hearing or a judicial examination and where access to the accused is denied and the efforts of the United States to afford the normal protection are unavailing, the officer of the Foreign Service shall make a prompt and full report of the case to the Department of State. At the same time the officer of the Foreign Service will follow the situation closely and utilize any possible procedure which he deems feasible both to ameliorate the situation of the national and to effect his earliest possible release.

355. Disappearance Cases

If an American disappears abroad, the officer, for the purpose of determining whether the person is entitled to this Government's protection, should immediately inform the Department by cable of all the facts--the date of the disappearance, when the national was last seen, and, as far as possible, what became of him. If no precise information is available on this last point, the officer, basing his opinion on the knowledge of the conditions prevailing in the country, should state what may have been the fate of the individual. (See also section 420 for specific instructions regarding action to be taken by the post in such cases.)

356. Treaties and Conventions in Arrest Cases

Certain treaties concluded between this Government and foreign countries, chiefly treaties of friendship, commerce, and navigation; treaties of friendship, commerce, and consular rights; and consular conventions, provide data concerning procedures available to the officers of the Foreign Service for the extension of protection to United States citizens arrested in foreign countries. Such treaties and conventions should be consulted as the occasion may require.

360. MISCELLANEOUS FUNCTIONS AND REPORTS

361. Exercising Civil or Criminal Jurisdiction Prohibited

Officers of the Foreign Service are prohibited from exercising any civil or criminal jurisdiction over American citizens, unless expressly authorized to do so either by law or by treaty stipulations with the state to which they are accredited or assigned. They may use their good offices to settle in an amicable manner disputes in which their countrymen are concerned, but they are forbidden to take any part in litigation between citizens, or between citizens and aliens.

362. Protection in Civil or Administrative Proceedings

If it appears that justice is not being meted out in a civil case, as, for example, a civil suit between a national of the United States and a national of a foreign country, or between a national of the United States and the government of a foreign country, or in an administrative proceeding involving a national of the United States and a foreign government, a report may be made to the Department for its consideration but no action shall be taken without receiving the specific prior authorization of the Department in each case. The officer of the Foreign Service should not interfere in any event unless it appears that the national is not receiving the equal protection of the laws of the country involved, or that he is receiving treatment inconsistent with international law and comity or with applicable treaties to which the United States is a party.

363. Intervention by Mission Officials

Officers assigned to missions shall bring cases of injury, oppression, or unjust deprivation of liberty directly to the attention of the Foreign Office. In civil or other criminal cases not included in the foregoing sentence, officers assigned to missions shall inform the Department of the circumstances and shall explicitly follow its instructions.

364 - Intervention by Consular Officials

Officers assigned to consular offices shall bring cases of injury, oppression, or unjust deprivation of liberty to the attention of the local authorities, unless the circumstances require intervention by the national authorities, in which event the consular officer concerned

shall refer the case to the mission in the country of assignment for such action as may be deemed necessary. In civil or other criminal cases not included in the foregoing sentence, consular officers shall report to the mission in the country of assignment, which will in turn communicate with the Department and await its instructions before proceeding further.

400 - WELFARE AND OTHER PROTECTIVE SERVICES410 - GENERAL

a. All of the Department's officers abroad should be aware of the importance of Protection, Welfare and Whereabouts activities, not only as essential services to American citizens, but also as activities affecting the public relations of the Department.

b. It is a traditional policy that overseas posts show a friendly and cooperative attitude to Americans abroad and it is emphasized that, in emergency circumstances, it is expected that each officer and employee will be ready to assist in protection and welfare activities, whether or not this is a part of his regular duties. Such assistance may include, as appropriate, activities outside of the office or beyond regular working hours. It may comprehend such things as service as "duty officer", visits to hospitals, assistance in transportation problems, or invitations to individual Americans to visit an officer's or employee's home.

c. Good public relations require a courteous and sympathetic approach to the public as well as diligent attention to requests for information or assistance. In emergency circumstances, formalities and "red tape" should be held to a minimum, always bearing in mind that the manner of performing a service may be of equal importance to the service itself. Thus, a great deal of criticism can be eliminated by keeping individuals informed of the efforts that are being made on their behalf and by demonstrating to them that their problems are receiving careful attention (even in those cases in which it is not possible to accede to a request or bring about the desired solution).

411 - Protection Handbook

Each post should maintain in current condition a Protection Handbook, which should be made available to off-hour duty officers. The Handbook should be compact, in portable form, and contain local information (list of officials, hotels, hospitals, etc.) essential to the mechanics of protection activities.

420 - DISASTER RELIEF, WELFARE AND WHEREABOUTS421 - Disasters421.1 - Telegraphic Reports of Disasters

A report by telegraph should be made to the Department of serious disasters (earthquakes, cyclones, avalanches, floods, conflagrations, explosions, wrecks, pestilences, widespread public disorders, etc.) occurring within the consular district or concerning victims of disasters which are brought into the district. Notification should particularly be sent regarding calamities likely to be reported in news broadcasts or in the American press in a way to cause anxiety of relatives or friends concerning the safety of American nationals residing or traveling in the area, or that might involve requests for emergency U.S. assistance. The Department need not be notified of minor or purely local incidents, not involving American nationals and unlikely to be widely reported in the United States. With regard to maritime disasters, see section 561. With regard to aircraft accidents, see sections 650 and 660. With regard to epidemic reporting, see section 481.3. With regard to conditions of public disorder, riot and warfare, see "Emergency and Evacuation Manual." (See also 2 FAM 225.2, Restrictions on Extending Asylum.)

421.2 - Content of Telegraphic Reports

Telegraphic reports of disasters should include (a) the names of any American nationals killed or injured (see section 441.3 regarding notification of deaths in individual cases) and (b) an indication that all other American nationals are known or believed to be safe. If complete reassurance concerning the safety of Americans in the area of the calamity cannot be given immediately, it will assist the Department if limited reassurance is given as rapidly as possible with respect to specific areas or known groups that can be accounted for (American Government official personnel and members of their families, members of tourist groups or scientific expeditions, missionary groups, etc.). Preliminary and limited reassurances should be followed by a more general supplementary telegraphic reassurance as soon as developments warrant.

421.3 Appeals for Red Cross Assistance

Posts receiving an appeal from the government of a foreign country or foreign local sources for the assistance of the American Red Cross in coping with a situation arising from a disaster should state that such appeals should be forwarded direct to the League of Red Cross Societies at Geneva through the channel of the national Red Cross, Red Crescent, or Red Lion and Sun, as the case may be. In addition, the local society may, if it so desires, communicate direct with the American Red Cross headquarters at Washington, D. C. If there is no local or national Red Cross society, or if the circumstances render the usual procedure infeasible, the post should report to the Department with appropriate explanation.

422 Welfare and Whereabouts422.1 Assistance to the Distressed422.1-1 American Nationals in Need or Distress

Assistance to American nationals stranded, destitute, sick, injured, or otherwise in need or distress consists essentially of (a) exerting the good offices of the post to the end of obtaining for the distressed person such emergency assistance as he may be eligible to receive from the resources of the locality or from the local welfare organization of the American community, if one exists, and (b) establishing as promptly as possible communication with relatives or friends to obtain needed cooperation, funds, and directions. Prompt and humane action in regard to emergency local assistance is facilitated by knowledge of local laws and procedures relating to social welfare and the care of public charges, and by maintenance of friendly relations with the competent authorities and with public and private hospitals and other institutions, philanthropic or religious, in a position to be of assistance. Efficient and helpful action with respect to long-term disposition of cases is facilitated by a knowledge of American resources for the reception and care of persons returning to the United States in a destitute or physically infirm condition. As respects necessary inquiries or investigations in the United States, the Department will do all that it can, with the assistance of the Department of Health, Education and Welfare, through correspondence with state or municipal police or other authorities, through the local chapters of the American Red Cross, the National Foundation for Infantile Paralysis, the Travelers Aid, etc., depending upon the nature and requirements of the case. Loans shall not be extended from personal funds of employees. (See 3 FAM 626.4.)

422.1-2 Reporting Serious Accident or Illness of American Employees and Dependents

In the event of serious accident or serious illness abroad of any American employee of the Department of State or any dependent of such employee, a report should be submitted in accordance with 3 FAM 756.

422.2 Missing Persons422.2-1 Missing Americans

Inquiries from relatives, close friends, American private or official welfare organizations, American policy authorities, and similar responsible sources, for information as to the whereabouts of a missing American national believed to be in the consular district, should be given every attention consistent with the nature and purpose of the inquiry. At the same time, the legitimate interests and right to privacy of a person not legally incompetent and not a fugitive from justice should as a matter of principle be respected. In many countries, the cooperation of the local police in making information available from official registration records can be enlisted. However, neither American official records nor foreign sources should be abused, and care should be exercised to avoid injury to any American national at the instigation of and for the advantage of some other person, American or alien. In many cases, the action of the officer in charge will be limited to notifying the person sought of the name and address of the party who has made inquiry concerning him, leaving it for the latter to communicate direct with the inquirer if he see fit. See section 355, on the subject of disappearance cases.

422.2-2 Missing Aliens

Efforts to locate alien friends or relatives of American nationals may sometimes be warranted, at least on compassionate grounds, provided there is a definable American interest (settlement of an estate involving American and alien beneficiaries, for example) to warrant the officer in charge in seeking to enlist the cooperation of the foreign authorities. The usual channel for requests on behalf of alien interests is either the diplomatic or consular representative in the United States of the foreign country concerned, or the appropriate foreign authorities direct.

422.3 Minors and Incompetents

In dealing with welfare and whereabouts matters involving minors or legal incompetents, officers will bear in mind the rights of parents and of guardians appointed by competent courts, and seek to avoid difficulties arising through possible conflicts in the laws of the American domicile and of the foreign jurisdiction.

422.4 Legal, Fiduciary and Banking Aspects of Protection Cases

In assisting American citizens in welfare and whereabouts situations and protection matters in general, officers shall observe the regulatory restrictions against placing themselves in the position of agents, attorneys, or legal representatives. (See 3 FAM 626.1-1, section 434.2, section 871, and 22 CFR 92.81.) Officers shall avoid becoming intermediaries in transfers of funds or valuables, identification of recipients, procurement of receipts, or other transactions of a banking or fiduciary character to which neither they personally nor the Government of the United States are required by law, regulations, or instructions of the Department of State to be parties.

422.5 Use of OM Subject "WELFARE-WHEREABOUTS"

Correspondence between a post and the Department relating to distressed or missing persons, when not conducted by telegram or reproducible despatch (involved cases entailing political or precedent factors, interdepartmental interest, etc.) is to be conducted by operations memorandum, subject: WELFARE-WHEREABOUTS: Case of _____ (In cases of seamen, operations memorandum correspondence should be under the subject VESSELS AND SEAMEN: _____.)

422.6 Correspondence Relating to Welfare and Whereabouts

Correspondence with persons in the United States regarding welfare and whereabouts cases should be transmitted in the manner prescribed by 1 FSM II 263 (5 FAM 263).

423 Financial Assistance Loans for the Repatriation of Destitute United States Nationals

(This section, issued under TL:CA-19, pages 423 to 423.9, is designated OFFICIAL USE ONLY and is filed separately.)

424 Expenses in Connection with Welfare and Whereabouts Cases424.1 Expenditure of Official Funds Not Authorized

No appropriation or authorization exists for the expenditure of official funds by the Department for payments in aid to indigent or distressed persons in foreign countries. Pledges of the credit of the Government for such purposes are not authorized. See in this connection the restrictions and penalties prescribed in the anti-deficiency statute (31 U.S.C. 665). For exceptional cases see section 432, "Financial Assistance Loans for the Repatriation of Destitute United States Nationals" and section 540, "Relief and Repatriation of Seamen".

424.2 Special Deposits Made with Department

When special deposits are received by the Department with the understanding that the amounts will be paid at a post abroad either to or in behalf of American citizens, the Department will send the post specific instructions regarding disbursement of the funds. (See 1 FSM V 324.1 (4 FAM 324.1) for accounting procedures.)

425 Fugitives from Justice

Reports of the presence in the consular district of fugitives from American justice should be made to the Department in reproducible despatch form, or by telegraph, depending upon the nature and urgency of the case, in order that the Department may convey the information through appropriate channels to the interested State or Federal agency. Officers are authorized, when the circumstances warrant, to communicate information of this kind to the Department by WIROM marked "For SY", with a copy of such message to the appropriate regional security headquarters or resident regional security officer for informational purposes. With regard to Selective Service delinquents, see section 471.2. With regard to requests for apprehension or extradition of persons charged with, or convicted of, a crime, action must be in conformity with treaty provisions between the United States and the country concerned. See 1 FSM 140 (11 FAM).

426 Armed Forces Personnel426.1 Deserters and Stragglers

The return of a deserter or straggler to the jurisdiction of the branch of the Armed Forces from which he is absent without authorization can generally be accomplished by arrangement with the United States officer in command at the nearest facility of the branch of the service concerned that is competent to accept custody of the individual. Where no such facility is conveniently available, the problem should be referred to the diplomatic mission in order that the Army Attache, Naval Attache, or Air Attache, may provide appropriate directions, arrange for payment of transportation expenses, etc. Cases involving problems in the application of treaties or special agreements, or involving other factors of international significance, will of course be reported upon fully to the Department by the diplomatic mission, and special instructions requested if required. Applications for passports or for registration made by persons believed to be deserters or stragglers should be referred to the Department by despatch setting forth the facts of the case.

426.2 Assistance to Navy and Coast Guard Personnel

For procedure applicable in cases where Navy or Coast Guard personnel (not deserters) become stranded in the consular district or are placed ashore in emergencies (such as for hospitalization), see section 547.2 and 547.3.

427 Relationship with Voluntary Charitable and Welfare Organizations

427.1 Restriction Upon Official Sponsorship
With respect to restrictions upon utilization of official titles; or implication of official sponsorship of private organizations, either American or foreign, see FAM 624.4.

427.2 Assistance to American Red Cross

Officers and employees of overseas posts may cooperate fully with representatives of the American Red Cross within their respective districts, in furtherance of their humanitarian activities. It is to be kept in mind of course that such representatives are not Federal employees and would not ordinarily enjoy diplomatic or consular status, as respects import privileges, and would not have access to security information unless specially cleared.

427.3 Assistance to Recognized International Red Cross Organizations

When appropriate, courtesies and informal assistance may be extended to representatives of the recognized international Red Cross organizations in the furtherance of their humanitarian objectives, and particularly in connection with relief operations in which the American Red Cross has an interest. These organizations are: (a) League of Red Cross Societies, a federation of national Red Cross societies founded in 1919, and (b) International Committee of the Red Cross, a committee of Swiss citizens founded in 1863, both of which have headquarters at Geneva.

427.4 Advisory Committee on Voluntary Foreign Aid

The Advisory Committee on Voluntary Foreign Aid (transferred from the Department of State to the International Cooperation Administration July 1, 1953) guides the public and the agencies seeking the support of the public in the appropriate and productive use of voluntary contributions for foreign aid. Information regarding the agencies registered with the Committee is available at all Foreign Operations Administration Missions. Registration with the Committee is not compulsory, but serves as an indication of an agency's capability and willingness to cooperate in foreign relief programs. Officers receiving requests for information regarding relief needs or resources in their areas or for assistance to representatives of American relief agencies will find the Committee's registration lists helpful.

427.5 Private Inquiries Concerning Charitable Operations

Officers shall not undertake to advise private inquirers as to the financial status or reputation of American charitable or benevolent activities in a consular district. Inquirers presenting questions of this kind should be referred, for example to supervisory religious or other philanthropic organizations, or (in the case of corporations) to the authorities of the State in which the activity is incorporated. If financial data are sought, the inquirer might be advised to consult his bank, a mercantile reporting bureau, the nearest local "Better Business Bureau" or an organization specializing in providing information of this kind for the protection and guidance of intending American benefactors.

427.6 Transmission Through Official Facilities of Contributions to American Benevolent Organizations

Official facilities shall not be used for transmission of funds to charitable or benevolent organizations in the United States except where proper banking channels are not available and there would be no objection on the part of the foreign authorities to such method of transmission. Where advantage is taken of this exception, a detailed explanation of the circumstances by operations memorandum, subject: WELFARE-WHEREABOUTS: (name of organization) shall accompany the contribution.

430 PROTECTION OF PROPERTY RIGHTS AND INTERESTS431 Types of American Property Rights and Interests in Foreign Countries

Property rights and interests of American nationals in foreign countries vary widely in nature and extent and may consist, for example, of wearing apparel or articles of personal adornment, miscellaneous personal possessions, vehicles, tools or apparatus of a trade or profession, merchandise, land, buildings, leaseholds, valuable concessions, exploitation or development rights, United States or foreign currency cash, bank deposits, debts due as evidenced by promissory notes, bonds or mortgages, or ownership interest (full, controlling, or minority as the case may be) in a corporate enterprise as evidenced by registered or bearer shares. American ownership interests in foreign countries, however large or small individually, are to be regarded as constituting a part of the American national wealth, entitled to protection as such.

432 Individual and Corporate Ownership; Mixed United States and Foreign Participations

The American owner, or claimant to ownership, of property may be an individual or partnership, an estate or trust, or a corporation or association organized under the laws of one of the states of the United States. In the case of corporations, associations, etc., the advisability is indicated, when the true nature of the organization is not well known or obvious, of inquiring into the extent of bona fide American interest, in as much as foreign interests sometimes hold effective control of organizations set up under state law, and there may in some

circumstances be a question of the degree to which diplomatic or consular intervention would amount to espousal of a foreign interest. At the same time, an appropriate measure of support is warranted on behalf of American ownership interests in foreign corporate organizations, which may often be shown to be of a substantial nature.

433 Examples of Protective Action433.1 Lost Articles

Billfolds, baggage, etc., lost or misplaced by American citizens represent a simple type of property protective action. Overseas posts through their contacts with police, hotels, transportation lines, etc., can frequently be of assistance to American citizens in difficulties of this kind. Indicated final disposal of unclaimed articles will accord with local law or practice (return to the finder after lapse of a reasonable period, or surrender to competent local authorities).

433.2 Customs Seizures

The seizure of property of American travelers by customs or exchange control authorities may warrant inquiries to ascertain exact facts and circumstances, precise provision of applicable regulations cited as basis for seizure, and recourses open for adjustment or appeals.

433.3 Squatters

Removal of squatters from American-owned property may sometimes be facilitated by appropriate representations to the competent authorities.

433.4 Requisitioning

Timely representations may prevent arbitrary or unnecessary seizures, requisitioning, or occupancy, under pretext of military or public necessity, by local or subordinate foreign entities whose acts are subject to appeal to higher authorities.

433.5 Taxes, Assessments, Regulatory Controls, etc.

Foreign obligations and restrictions upon ownership and enjoyment of property include taxes and assessments, exchange blockings and controls curtailing access to disposal of bank accounts, export restrictions upon precious metals or works of art (national heritage), housing controls which may impose undesired tenants or unprofitably low rental yields upon owners, crop restrictions or delivery quotas in connection with commercial, industrial, or residential use of properties. Officers will, to the extent that they may appropriately do so without placing themselves in the position of agents, attorneys, or legal representatives of American nationals, assist them in their relations with the foreign authorities in matters of the foregoing descriptions, and endeavor to see that they are not victimized by unjust, arbitrary, or adversely discriminatory foreign acts or rulings.

433.6 Procedure Upon Closing of Office in an Emergency or Relinquishment to a Protecting Power

(See Emergency and Evacuation Manual, Part I, sections 232.3 and 443.4)

434 Replies to Inquiring American Nationals; Reports to Department

434.1 Data Which Inquirers Are Expected To Supply

Problems of American owners, or claimants to ownership, can often be readily solved when the precise facts, as well as recourses open for a solution, have been ascertained. Upon receipt in the Department, inquiries concerning such problems are reviewed, before transmission to the field, for adequacy of data submitted by the inquirer. Generally the inquirer is requested to present his statement in affidavit form, in duplicate, so that one copy may be retained in the Department's files and one copy sent to the overseas post for investigation. Among the points upon which inquirers are requested to submit information are: verification of American nationality, description of the property, inheritance, or other alleged interest and exact nature of the difficulty being encountered in connection therewith, precise location of the property, names and nationalities of other parties in interest, and names and addresses of agents, attorneys, relatives, or other persons likely to be acquainted with the facts of the case. Copies or translations of pertinent documents are generally required.

434.2 Replies to Inquirers

Information for the purpose of replying to inquiries may be obtained by consular officers through customary local official sources or through interviews or correspondence with attorneys, legal representatives, relatives of inquirers, or others likely to know the facts. When necessary in countries where inquiries at regional or local level are impractical, information needed is sought through the Foreign Office by the American diplomatic representative. In replying to inquiries officers should refrain from offering advice upon matters upon which owners or claimants should be left to reach their own decisions, and should not of course take steps which would amount to serving as attorney, agent or legal representative of an absent owner or claimant. Lists of local attorneys should be given where they would be useful, or inquirers referred to the Department, which reproduces and holds for distribution a small supply of the annual list of attorneys as prepared at each post.

434.3 Transmission of Direct Replies to Inquirers

Correspondence with persons in the United States regarding property cases shall be transmitted in the manner prescribed by 5 FAM 263.

434.4 Correspondence with the Department

Correspondence with the Department concerning individual property cases shall be by operations memorandum, subject: AMERICAN PROPERTY - Case of _____ Correspondence about property extending beyond the problems of individual cases should be in despatch form.

434.5 Search for Old or Mythical Estates

Officers are not expected to devote official time and effort to extensive researches for estates which may in fact have existed in the remote past, or which may be mythical. Officers shall confine their efforts to assistance in the procurement for authentication of copies of public records specified by inquirers, and to the procurement of information available without extensive research. Inquirers interested in pursuing research matters shall be referred to local attorneys or to reputable specialists in genealogical matters or estate searches, if the names of such are known.

435 Access to Justice; Attempted Discrimination

American nationals should not be denied access to the recourses of foreign justice in connection with their property interests, and they should not be made the victims of measures adversely discriminatory in comparison with treatment accorded owners of other nationality. An attempted denial of justice or attempted application to an American national of an adversely discriminatory measure calls for attention at the diplomatic level. Possibly, where excessive taxation, abuse of techniques of control, or imposition of conditions impossible of fulfillment are used as pretext for seizures without indemnification, the lodging of a formal diplomatic claim is indicated. (See section 436.)

436 Expropriations

The expropriation of private property rights for public purposes is generally conceded in international law to constitute exercise of that jurisdiction which a sovereign nation is acknowledged to possess. In cases where the property expropriated is American-owned, the United States will insist upon the payment of prompt, adequate, and effective compensation to its deprived nationals. Should the foreign procedure fail to provide compensation, or should the compensation provision be of illusory character, an unadjusted difference in political affairs arises, calling for the reservation of the American rights involved pending settlement of the issue at the diplomatic or intergovernmental level, and if warranted the lodging of a formal diplomatic claim on the part of the United States against the offending foreign power.

437 Restriction Against Acceptance of Private Property for Storage or Safekeeping

437.1 Public Emergencies

Except in a public emergency, no officer shall accept private property for storage or safekeeping in the office or for transmission to some other destination, unless it is property belonging to the estate of a deceased American citizen, or property over which the officer has jurisdiction as a result of a catastrophe at sea. In public emergencies, except when evacuation is contemplated (see EE 1232.3), officers may accept private property for storage and safekeeping or for transmission to another destination, provided the owner signs a statement to

the effect that the property is being accepted for deposit at his request, at his own risk, and with full knowledge that neither the Government of the United States nor any of its officers assumes responsibility therefor. (E. O. 8547, September 24, 1940.)

437.2 Acceptance of Will for Deposit Prohibited

Wills shall not be accepted for safekeeping in the office safe.

438 False Certificate as to Ownership of Property

If any consul or vice consul falsely and knowingly certifies that property belonging to foreigners is property belonging to citizens of the United States he shall be punishable by imprisonment for not more than 3 years, and by a fine of not more than \$10,000 (22 U.S.C. 1200).

440 DEATHS AND PERSONAL ESTATES

441 Reporting Deaths of United States Citizens

441.1 Consular Responsibility

441.1-1 A consular officer (or in his absence a diplomatic officer) is responsible for reporting to the Department, to the legal representative, and to the closest known relative the deaths of all United States citizens occurring in his consular district, except as otherwise provided in section 441.2. He will also report the deaths having occurred on the high seas of American citizens on vessels arriving at ports in his district. In order that he may be informed of such deaths, the consular officer should enlist the cooperation and assistance of the local authorities and the members of the American community.

441.1-2 A consular agent is not authorized to report the deaths of United States citizens to the Department, to the legal representative and to the closest known relative. The consular agent should, however, immediately report the circumstances of the death to his principal consular officer, who then has the responsibility for reporting in the manner prescribed in section 441.1-1.

Tokyo, October 27, 1965.

CONFIDENTIAL

Dear Mr. Murfin,

I acknowledge with many thanks receipt of your letter of October 22, 1965 answering my inquiry concerning the protection of Ryukyans abroad by United States diplomatic and consular officials.

The information contained in your kind letter and in the enclosed material will be most helpful for us.

Sincerely yours,

Sumio Edamura
Deputy Chief,
North American Section,
North American Affairs Bureau,
Ministry of Foreign Affairs.

Mr. Thomas H. Murfin,
Consul General,
Embassy of the United
States of America,
Tokyo.

10/14 再配布

10/20 再配布

官總務長 殿
法規課長 殿
移・総務課長 殿
移・法規課長 殿

10/5
配布済

北米課長

在外における沖縄住民の取扱については、
昭和30年9月18日付 五才1171号訓令の次
あり。同訓令は在外公館用「旅券執務参考」に
収録されているが、すでに時日も経過している
追加を要することもあり、あらためて別添の通り
訓令を改訂し、致したい。

なお、省内の意見がまとまらうまで、必要が
あれば関係省庁と協議することと致したい。

GA-4

外務省

条約局長

北米局長

条約課長

参事官

法規課長

北米課長

秘
無期限

沖縄住民に対する日本
法令適用について。

昭和30.11.15

北米 社村

11月12日法制局第一部長の求由により、
法規課長 ~~社村~~ 標記の件に関する法制
局作成のペーパー（未定稿）と外務
省関係部分について同部長と協議
した結果つぎのとおり。

1. まず ¹² 2点については沖縄住民の公海
における漁業活動に規制を及ぼし得る
119は、それが日本国以外にあるから
なく、沖縄住民が、漁業活動日本権を
沖縄に置き、琉球漁業関係法規に基
據して行う結果ではあるが、この点も法規

GA-6

4098 外務省

91.11

課長に指摘。結局、公海における
漁業活動の沖能との地縁性に着目し

本項は削除し、2.2)ア)の道路交通法、
質屋営業法等の如く、「行為、状態等が

一定の地域内において生じるものである場合
に準じて取扱われるべきものとすべし

「注」として、
2.2)ア)の項に追記するにせられた。

又、ついで14)の「沖能地域外にある
沖能住民の管轄権は、米國施政権に

属し、日本國の施政権には属しない」との
案については、公海については前記のとおり

解すべきであり、第三國においては、日米兩
國とも、日本は、国籍に基づき、米國とは

施政権に基づき支配を及ぼし得るとする

とが、政策的にも望ましく横行にも合致し、
法的にも妥当であることを各方より説明し、

米ノ部長も、これを了承した。具体的表現
については、~~沖能沖能~~ ~~を~~ ~~考慮~~するに
更に研究

とされた。なお、原案同項後段の、日本
國內においては、沖能住民も一般日本國民の

由に「没入」するとの案は、日米領事条約の際の
米側の態度はあるも、日本側としては、この「没

入」説をよびのぞいてはどうかというにせられた。

(註)

1. 法制局案は、在沖能原煤被爆者^{に對する}
原煤症医療法適用問題に關する訴訟

との関連が準備されたものである。

2. 米ノ部長は、協定の冒頭、米側の施

政体の属地性という議論が、よく行われ
れることはかんがみ、同案は、平和条約第

三の「領域外に住民」の意味が、属人的
支配の面もあることを強調した趣旨を

述べた。 一方は、「神聖住民」の
定義が「あり、不安定で

(住所の概念が含まれること)

あることを例を挙げて説明、それらの住民に
対する支配が、領域外にありとは

絶対的とは思われたいことを指摘してある。

一 沖縄は、わが領域に属し、沖縄住民は、日本国民であるが、米国は、右の「領域及び住民に対して、行政、立法及び司法上の権力の全部及び一部を行使する権利を有する」とされている(平和条約三条)。

したがって、

1) 沖縄住民の参政権等の政治上の基本的な地位は、米国施政権との関係におけるそれであつて、日本国の施政権との関係におけるそれではない。

2) 沖縄地域において行使される公権力は、米国施政権に属する公権力であつて、日本国の施政権に属するそれではない。

3) 沖縄地域に成立している地域社会に係る公共の福祉を維持し、

増進する責任と権限は、米国施政権に属し、日本国の施政権には属さない。

4) 沖縄地域外にある沖縄住民に対する管轄権は、米国施政権に属し、日本国の施政権には属しない。このことは、沖縄住民が日本国の施政権の及ぶ地域内にある場合に、わが国がこれを一般の日本国民と同様に扱うことの支障にはならない。

二 前号に述べた事情により、日本国の法令は、次のような制約を受けることになろう。

1) 日本国民に関して規定する日本国の法令をもつて、

ア 両院の議員の選挙権を沖縄住民に与えるわけにはいかない(一の1)参照)。ただし、両院の議員の選挙権は、国民が日本国の施政の権力の行使による権利を享受すべき地位において、その権力の行使に参与することを本質とするものであるから、

国民ではあつても、日本国の施政の権力の下に立たない者がこれを有するいわれがないからである。

イ 日本国内にない沖縄住民に対し、義務を課し、強制を加える等、公権力による支配を及ぼし得ない（一の二）及び（四）参照）。たとえば沖縄住民が公海においてする漁業について規制をすることはできない。

ウ 金銭を支給し、財産的権利を与える等の利益を付与することは、沖縄住民に対してもその所在地のいかんを問わず、可能である。ただし、このようを一国の意思の作用は、その対象である者に対する施政権に根拠をもつものではなく、したがつてその者が服する施政権のいかんによつて左右され得ないものであるからである。

戦傷病者遺家族等援護法による給付は、そこに定める要件を

みたす沖縄住民に対しても当然なされるべきものである。その給付の実施のため沖縄の施政権の協力を得るについては、施政権者の同意を要するが、それは、別個のことからである。

ニ 行為、状態等が一定の地域内において生じるものである場合に限りそれらについて規定する日本国の法令において、

エ その地域に沖縄を含ませ、そこにわが国の公権力を行使することとするわけにはいかない（一の二）参照）。

イ 道路交通法、質屋営業法等の法令は、この部類に属する。それがその地域における公共の福祉の維持・増進を目的とする限り、その地域に日本国の施政下にある地域以外の地域を含ませるわけにはいかない。したがつて、そのような法令が財産上の権利等の利益を付与するものであつても、日本国の施政下にない地域にある沖縄住民に対し、それによる利益が付与され

ることにはならない（一の三）参照）。

生活保護法、原子爆弾被害者の医療等に関する法律等は、その例である。

〔備考〕

戸籍法については、国籍法とともに、日本国民たる地位そのものに係る部分に関する限り、沖縄住民たる日本国民に關しても規定しているものと考えられる（沖縄関係事務整理に伴う戸籍、恩給等の特別措置に関する政令第一条参照）。

「沖縄住民の海外における取扱」について(案)

昭和40年10月1日
米北

1. 「沖縄住民」の範囲

(1) 沖縄の領域および住民は平和条約第3条
後段の規定に基づき、現在、米国の行政、立法及
び司法上の権力の行使下に置かれている。

しかしながら沖縄に対しては、日本国が引續
き主権(いわゆる残存主権)を保有しており、平和
条約その他で、沖縄の住民の国籍変更に関し
日米間に明示的または黙示的の合意が成立し
た事実はないので、沖縄の住民は依然日本国籍
を保有する。このことは米国の各種の声明等

において公けに認められているところである。

(2) ただし、平和条約第3条に基づき米国の沖縄
の領域及び住民に対する施政権行使により、
沖縄の住民に対する日本国の行政権、立法権
及び司法権は、原則として排除される結果と
なっているため、これらの住民が沖縄に居住
するとすれば、海外に出た場合の取扱に
ついても、かかる特殊な状態に基づき特別の
考慮を要することとなる。

(3) かかる特別の考慮を要する住民、~~等~~

~~平和条約第3条上のいうところの住民~~ (以下「沖縄
住民」と呼ぶ) の範囲はつぎのとおりと考え

られる。

「沖縄住民」の地位及び権利義務並に

琉球政府の組織運営を定めた1952年2月
29日付米国民政府布令第68号「琉球政府章

程」の第3条において「琉球住民 (Ryukyuan)
とは、琉球の戸籍簿に、その出生及び

記載されている自然人をいう。」と定義して
いる。そして1953年琉球政府制定の戸籍

整備法によれば「戦前の沖縄戸籍滅失の当時
(1944年10月10日) 沖縄群島のいづれかの市町

村に本籍を有していた者は、その日本にありと外国
にありとを問わず戸籍の整備のために申告の義

務が課せられ、戸籍の整備に協力すべきものと
された。

しかしながらこの「琉球住民」の定義は広ま
り過ぎると解せられる。即ち、たとえば沖縄

(琉球列島) に本籍を有するものであっても、例え
ば、戦後引き続き本土に居住する等により、かつて

米国の施政下に入口た事実のないものは、本土に
本籍を有する日本国民と同様の法的な地位を
有するこれが当然と考えられるからである。
現に 1954年2月1日付 民政府布令第125号
「琉球列島出入管理令」中には「琉球列島の
本籍を有し、かつ琉球に現在居住（している者）」
と定義している。
実際上は、海外において、この取扱の上特別
の考慮を要する「沖縄住民」とは「沖縄に

~~（かかる状態にあつた時、永住のため海外に
移住し、日本国籍を喪失していつかの機会に）~~

本籍を有し、沖縄に生活の本拠を有する
ものを指すと解して差し支えない。
上記の定義は、必ずしも明確でないが、
わが国領事官が、「沖縄住民」に
対し、一般日本国民に對すると同様の保護を
与える限りにおいては、これを住民が、日本旅
券を有するかどうかを問わず、これを、とくに
一般日本国民から区別する必要がない。
しかしながら、「沖縄住民」の保護のため、米
国官憲あるいは米国外合館と連絡協賛
を要する場合には、「沖縄住民」であると身分を
証明する必要があること、実際上は、民政府
が発給する身分証明書あるいは、日本渡航証
明書（本人が日本に渡航後日本旅客として

海外に渡航した場合等)により、これを認認す
 子二七が、商号と存えられ。

GA-6

外務省

2. 「沖縄住民」の取扱い

(1) 「沖縄住民」も日本国国籍を有する結果として、日本本土に~~あ~~場合に、日本国国内法上の権利の完全な享有が認められることはもちろん、日本国以外の外国にある場合にも、一般の日本国国民と同様に、日本国国民としての保護を日本国より受ける権利を有する。従つて、各在外公館においては、「沖縄住民」が日本国政府発給の旅券を有すると、~~日本~~^{本国民}政府発給の~~証明~~^身書~~を~~を有するとを問わず、これら住民に必要な場合、適当な保護を与える権利及び義務を有する。

この保護の中には、旅券の発給、身分関係事項の届出の受理、各種証明事務、在監者訪問、身体、財産保護に関する接受国官憲との折衝、遺産関係事務等を含め、国際法上領事官憲に認められている一切の職務を含むが、沖縄がわが国の施政権下でない結果として、實際上わが国領事官が行ないえいものを除外することはもちろんである。

8

(2) 他方、「沖縄住民」は、平和条約第3条に基づく施政権にかんがみ、「米国の保護の下にある者」として、米国の在外公館も、これに保護を与える権利及び義務を有するので、在外にある「沖縄住民」については、日米両国の保護が競合することとなる。

実際上も、「沖縄住民」が、外国において生活困窮に陥り、あるいは在留する国の官憲から退去強制の処分を受けた等のために、再び米国の施政下にある沖縄に帰ることを希望する場合のごとく、その入域等の関係で、直接米国の施政権と関連する場合において、わが国の一方的処理により保護の実を挙げえない場合もあるので、わが方在外公館としては、米国の在外公館と連絡、協議して、適宜の措置をとっている現状である。今後ともかかる場合はもちろん、生活困窮、疾病、傷害等の際に、米国在外公館の協力をえた方がより効果的な保護が行ないうる場合には、適宜米側と連絡、協議

コ
ン
ソ
ニ
シ
テ
シ
テ

することとされて差支えない。

(3) 若干の実際上の措置について心得べきことを摘記すれば、次のとおりである。

(1) 「沖縄住民」より日本旅券発給の申請がある場合には、本人所持の^米政府^{身分}発給の^{身分}証明書、~~船員手帳~~等を身許確認の手段として、旅券を発給して差支えない。ただし、この身分証明書は、「沖縄住民」の沖縄への再入域のため必要であるので、~~さきに在在外公館にて発給した「琉球住民」の地位及びその海外における取扱いに関する件」の別添3の末段に拘わらず、これを廃棄することなく、本人に返却ありたい。~~

(2) わが国領事官が、実際上行ないえない事務としては、琉球籍船（わが国船舶法の適用外にある）に関する船舶法関係の事務及び琉球政府発行の船員手帳につき、~~阻止~~等の措置をとること等が挙げられる。

ただし、「沖縄住民」であつても、日本籍船に船員として乗船する場合には、日本

政府発給の船員手帳を所持しており、これについては、~~戻~~^戻止め、~~その他~~^{その他}船員法上の措置をとりうることはもちろんである。

(イ) わが国領事官の発給する身分関係諸証明、遺言証明、印鑑証明、接受国官憲の署名証明、翻訳証明等の各種証明は、いずれも沖縄において有効に受入れられている。

(ロ) 「~~沖縄~~住民」の海外からの送還措置

海外において難民状態に陥つたため、または乗組船舶が遭難したため、あるいは不法入域、その他の事由により「沖縄住民」を琉球列島へ送還する必要が生じた場合に、当該国当局は、日本国在外公館に連絡してくる場合が多い。わが方在外公館は、当該地米側出先機関と連絡を保つて、積極的にこれを処理すべきであるが、上記の場合における身許照会及び必要経費の負担等について留意すべき事項は次のとおりである。

(1) 身許照会は、本省を通じ特別地域連絡局及び那覇日本政府南方連絡事務所経由

行なう。

(ii) 滞在中の諸経費及び送還船賃等は、被送還者側が負担するのが原則であり、あらかじめ上記について~~米国在外公館を通じ~~、または本省~~経由~~^{を通じ}、米国民政府より後日支払いの了解をえた場合には、上記の被送還者を乗船せしめる関係船舶会社に伝え、送還費は後払いの便宜供与方を依頼している。

(iii) 国の援助等を必要とする帰国者に関する領事官の職務等に関する法律は、「沖縄住民」にも適用されるが、被送還者の本土到着後、沖縄までの帰郷費の捻出が困難である等の事情があるので、送還命令を発する場合には、特に~~前~~本省に連絡~~を~~するよう留意されたい。

(iv) 送還の際の旅行証明書をわが方において出す必要がある際には、国籍証明書を交付するのが適当である。

(4) 外国にある「沖縄住民」について、日米両国の保護が競合していることは、前記(2)のとおりであるが、米国にあるこれら住民については、さらに若干の考慮を要する。すなわち、「沖縄住民」が、「米国の保護下にあるもの」としてのステイタスを有する関係上、米国本土及びその属領にある場合には、日米二重国籍者の場合と同様、わが国による保護の行儀が若干の制約を受けるのではないかとの問題がある。しかしながら、「沖縄住民」は、完全な米国国民としての権利、義務を享受するものではないので、在米のわが国領事官としては、第3国にある場合と同様、旅券の発給、身分関係事項の届出の受理等はもちろん、一般日本国民に対すると同様の一般的な保護の職務を遂行して差支えない。ただし、たとえば、困窮者に対する援助等の場合には、米国官憲が救済の第一義的な責任を有すると主張する場合があります。また実際上も米

国官憲に措置せしめた方が、より有効な保護措置をとりうる場合もあると思われるので、これを留意の上、適宜対処ありたい。

なお、米国において、「沖縄住民」が困難に陥つた等の場合の米側の措置は、陸軍省が、関係地方公共団体と連絡して適宜処理しているごとくである。

なお、陸軍省内の担当部局は

Civil Affairs Directorate, Office
of Deputy Chief of Staff for Military
Operation, Army General Staff,
Department of the Army
である。

注1. 沖縄施政機構の概要

琉球列島の領域及び住民は、平和条約
第3条後段の規定に基づき、現在米国の

行政立法及び司法上の権力の行使下
におかれている。すなわち、米国は

沖縄那覇に軍司令官を兼ねる琉
球列島高等事務官を最高責任者
(High Commissioner of the Ryukyu
Islands)

とし、その下に民政官 (~~Chief~~ Civil
Administrator of the Ryukyus) 等

のスタッフを有する琉球列島
米国民政社 (United Civil
States

Administration of the Ryukyu
Islands) を設立し、施政

の任に当らせられている。この米国

民政社の下に、沖縄住民により

構成される琉球政社 (The
(行政立法及び司法上の機関となる)

Government of the Ryukyu Islands)

が置かれている。琉球政社

行政機関の長は行政主席である。

②、「沖縄住民」の海外への渡航

~~①~~ 沖縄に本籍を有しかつ沖縄に居住している者が海外へ渡航するに於て、

「日本渡航証明書」により先づ本土へ渡り、日本へおいて旅券の発給を受け

海外へ渡航する場合は、沖縄へおいて米口民政社発給の海外渡

航のための「身分証明書」の交付を受け海外へ渡航する場合は

次の方法がある。

(1) 日本渡航証明書は ^{日本へ旅行目的の証明書} 民政社令 第147号 「琉球住民の渡航」

第6条に「日本へ旅行しつゝ琉球住民は、~~琉球政社出入~~

~~管理部~~ 申請書を提出し日本渡航証明書の発給を申請

しなければならないと規定している。申請書には記載を要する事項は、氏名、本籍、

住所、生年月日等のほか、渡航の目的、

等を記載するを要する。

渡航証明書は旅券類似の形式を併記するが、「本証明書添付の旨

及び説明事項に該する琉球住民 — — — は日本へ旅

行するものであることを証明する」

旨記載され、あり、

続く

外口の渡航する~~こと~~を前提として
ない。従つて、日本の渡航に、日本
において旅券を取得し外口へ赴
く場合は、渡航申請の事由欄
に目的を記載する~~こと~~を要する~~こと~~に
思われる。しかしながら、日本に滞在
する限り無効限の効力を有
するから、日本の渡航に必要
ない。
(日本の旅券により外口の渡航は特例
として日本に滞在し、渡航証
を所持し、再入域する場合
は、外口を旅行した事実は、
例には不明であり、日本に
在外に渡航している中で、在外
に滞在する問題を生ずる余地は、
ない。

公館における取扱は本邦の
籍を有する以外の日本人と
同様である。
日本の旅券により外口の渡
航し、日本を經由せが直接
外口へ三冲尾に入域する
ことか認められるかどうかは、
球政社の措置である
が、
確言はできないが、日本旅券
を以て正当に出国し、三冲尾の
入域の保証を以て日本に
渡航証を所持している以上
再入域は再入域の管轄と見られる。
過去における問題は、
特別に

承知にいたる。尤も、渡航証外書
 下付申請書は、渡航の目的を
 記載するを要するので、渡航申請
 書に事実を記載しなかつた又は誤
 航目的外のことを述べたことと
 追求されることは、~~あり得る~~
 (2) 身分証明書は、~~三隣住民が海外~~
 に渡航するための旅券に代わる
 文書である。~~三隣住民は米国の市民ではないので米日旅券~~
 「民政」布令「琉球
 住民の渡航」第18条は、
 「身分証明書とは吾等警察官
 の命により、住民の身分を
 証し、日本以外への地域への
 渡航ならぬ琉球列島への

出入域を許可する旅券に
 代わり発給される渡航証外
 書という。と規定に於いて、
 身分証明書は旅券の用を
 預りぬきものである。~~在外三隣~~
 住民の保護問題と
 なるのはこの身分証明書
 2 外に渡航したものである。

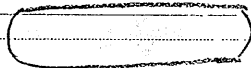
二つは
 旅行する
 中
 日本
 政府
 による
 保護
 目的
 である

日本
 渡航
 証明
 書
 及び

日本渡航証明書

表紙

赤
福
色



JAPAN TRAVEL DOCUMENT

United States Civil Administration
of the Ryukyu Islands

日本渡航証明書

琉球列島

米国民政府

GA-4

外務省
23

-1-

NO. _____

This is to certify that _____

a resident of Ryukyu, whose

photograph and description

appear hereon, is authorized

to travel to Japan.

FOR THE HIGH COMMISSIONER:

GA-4

外務省
24

- 3 -

款文

本証は該當する琉球住民の字及此說明事項に
 照する日本へ旅行するものがあることと
 一九〇九年 月 日
 琉球列島高年事務主任

GA-4

外務省
25

身分証明書

表紙 (実物大) 緑色

CERTIFICATE OF IDENTITY
 United States Civil Administration
 of the Ryukyu Islands
 GOVERNMENT OF THE UNITED STATES OF AMERICA

身分証明書

琉球列島
 米国民政社

亞米利加合衆国政社

GA-6

外務省
26

(おしい空の下に)

第3頁

The High Commissioner of the Ryukyu Islands hereby requests all whom it may concern to permit safely and freely to pass, and in case of need to give lawful aid and protection to:

a resident of the Ryukyus,
FOR THE HIGH COMMISSIONER

第6頁

訳文

右の琉球住民は、海上交通の故障を
旅行させ且つ必要を保護扶助
をよめらるるよう、この旨の諸官に
要請す。
一九五〇年 〇月 〇日
琉球列島庁長官 菅原清官

裏表紙の内例 (主な事項)

1. この身分証明書は旅行免状の代りに交付されたもので、この交付を受けた者は、米国の施設におもむきつき、琉球列島に無条件で出入域する権利を保持する。
2. 外国に旅行中の者は、この身分証明書を所持する者は、最急の米大使館又は領事館に保護の援助を求めらるべきである。
4. この身分証明書は、特別な場合を除き、渡航先口の査問を受け、世界各所の渡航する権利を有する。

付属発信渡し

ケ
エ
ニ
カ
ル
サ
レ
キ
ニ
シ
テ
カ
ル
ス

タイプ指示	発信用	執務日	計
主 信	128	5	133
付	128	10	138
(本件物 18 部 子)			

付属発信渡し

昭和41年5月23日

発信 タイプ 倉田 校査 堀



公 信 案 (分類)

文書課長	公 信 案 (分類)	公 信 案 第 1345 号	公 信 案 第 1345 号	昭和41年5月20日
大 臣	主 管	北米局長	起案 昭和41年4月14日	河内事務官
政務次官		参事官		渡辺事務官
事務次官		北米課長		
外務審議官		主任 事務官	起案者 倉田	電話番号 398
官 房 長		官房総務参事官	法規課長	旅券課長
		滝下 久	滝下 久	滝下 久
		滝下 久 (別添付)		
受信者		(別紙の通り)	発信者	権 久 大 臣
送付先		在米2-3-3 国連代表部	(希望発送日)	月 日
		在米2-7-7 代表		
件 名		OECD代表		
海外にある沖縄住民の保護に当り沖縄自治体事務の 処理に付して。				

15
2部

GA-2

20 228

外務省

回覧番号

560



米北合第1345号

昭和41年5月20日

在外公館長 殿

外務大臣

海外にある「沖縄住民」の保護及び沖縄
関係領事事務の処理について

今般海外にある「沖縄住民」の保護の問題を
中心に、沖縄に係する領事事務の処理につい
て、昭和30年7月13日付「琉球住民の地位
及びその海外における取扱」（旅券事務執務参
考Ⅵ資料編所載）を改訂し、別添のとおり定め
たので、今後「沖縄住民」の保護及び沖縄関係
領事事務の処理はこれによられたい。

なお、5月9日開催された沖縄に関する第9
回日米協議委員会において、沖縄においても沖

縄住民に日本旅券を発給し得るよう一すること
につき日米間に原則的な合意が成立した。その
具体的手続は、今後米側とも協議の上決定する
予定であるが、具体的手続が確定し実施に至る
までにはなお相当の時日を要するものと思われ
る。実施の見通しを得た際には、本件取扱い要
領を改訂増補の上、あらためて配布する予定で
ある。

付属物同封

本信送付先 各在外公館長（国連、ジュネー
ヴ代、OECDを除く）

本信写送付先 国連、ジュネーヴ代、OECD

在外公館表(125館) 昭和44年1月1日現在

①アメリカ(11)	メキシコ大	②アジア(25)	クウェイト大
米大	ベレーン総	ビルマ大	レバノン大
国連代	ホルムズ総	カンボディア大	サウジアラビア大
シカゴ総	レシエ総	セイロン大	トルコ大
ホノルル総	サンパウロ総	中華民国大	イスタンブール領
ヒューストン総	マナオス領	インド大	
ロスアンゼルス総		インドネシア大	
ニューオーリンズ総		(ジャカルタ総)	アルジェリア大
ニューヨーク総	③欧州(22)	大韓民国大	アラブ連合大
サンフランシスコ総	オーストリア大	ラオス大	モロッコ大
シアトル総	ベルギー大	マレーシア大	スーダン大
ポートランド総	チェコスロヴァキア大	パキスタン大	
	デンマーク大	フィリピン大	
	フィンランド大	(マニラ総)	④アフリカ(10)
⑤カナダ(5)	仏大	タイ大	コンゴ大
カナダ大	OECD代	ベトナム大	エチオピア大
モントリオール総	独大	ボンベイ総	ガーナ大
トロント総	ギリシヤ大	カルカッタ総	象牙海岸大
ヴァンクーヴァー総	ハンガリー大	ダッカ総	ケニア大
ウイニペグ領	アイルランド大	香港総	ナイジェリア大
	イタリア大	マドラス総	セネガル大
	オランダ大	シンガポール大	アンガニア大
⑥中南米(23)	ノルウェー大	ジャカルタ領	ブルリア総
アルゼンチン大	ポーランド大	メダン領	《ケニア》
ボリビア大	ポルトガル大	釜山総	ソルズバリー総
《サンタクルス》	ルーマニア大	スラバワ領	
ブラジル大	スペイン大		
チリ大	スウェーデン大		
コロンビア大	スイス大	⑦豪州(15)	
コスタリカ大	ジュネーブ代	豪大	
キューバ大	(ジュネーブ総)	メルボルン総	
ドミニカ大	ソ連大	シドニー総	
エクアドル大	英大	リスボン領	
エルサルバドル大	(ロンドン総)	ニュージーランド大	
メキシコ大	ヴァチカン大		
ニカラグア大	ユーゴスラヴィア大		
パナマ大	ベルリン総	⑧中近東(14)	
パラグアイ大	ハンブルグ総	アフガニスタン大	
《エンカルナシオン》	ラスパルマス総	シリア大	
ペルー大	ミラノ総	イラン大	
(リマ領)	ジュネーブ領	イラク大	
ウルグアイ大		イスラエル大	

(注)《 》は駐在員事務所、館数125館に包含されない。

36 35 20

昭和4 / 年5月

海外にある「沖縄住民」の
保護及び沖縄関係領事事務
の処理について

目 次

I	沖縄施政機構の概要	1
II	「沖縄住民」の範囲	4
1.	琉球法制上の規定と米側の取扱い	4
2.	海外において特別の考慮を要する 「沖縄住民」の範囲	8
	(参考)「琉球住民」の海外渡航手続	13
III	「沖縄住民」の国籍	23
IV	本土及び沖縄における沖縄関係戸籍 の取扱い	25
V	「沖縄住民」の在外における保護に ついての基本方針	31
VI	沖縄関係領事事務に関する具体的説明	37
1.	戸籍、国籍事務	37
	(参考)沖縄への転籍の手続	39
2.	遺産事務	44
3.	証明事務	46
4.	船員、船舶関係事務	47
5.	「沖縄住民」の海外からの帰国援助	50
6.	日本旅券の発給	54
7.	在外邦人の沖縄への渡航	56

(注) 本書においては、原則として、わが国における通常の呼称である「沖縄」及び「沖縄住民」の呼称を用いたが、米側及び沖縄現地の法制上は「琉球」(Ryukyus, Ryukyu Islands) 及び「琉球住民」(Ryukyuans, Residents of the Ryukyu Islands) の呼称が用いられることが通例であるので、これらの法制から引用する等の場合には、「琉球」及び「琉球住民」の語を用いた。

I 沖縄施政機構の概要

沖縄関係事務についての理解に資するため、まず、沖縄における施政の組織、機構について略述する。

琉球列島(昭和28年12月4日付奄美群島に関する日本国とアメリカ合衆国との間の協定に基づき復帰した奄美群島の地域を除く北緯29度以南の南西諸島。旧沖縄県の行政区域と一致する。)の領域及び住民は、平和条約第3条後段の規定に基づき、現在米国の行政、立法及び司法上の権力の行使下におかれている。すなわち、米国は、沖縄那覇に太平洋方面総司令官在琉球代表、在琉球米陸軍司令官及び米陸軍第9軍司令官を兼ねる琉球列島高等弁務官(High Commissioner of the Ryukyu Islands)を最高責任者とし、その下に民政官(Civil Administrator)等のスタッフを有する琉球列島米国民政府(United States Civil Administration of the Ryukyu Islands 略称 USCAR)を設立して、施政の任に当らしめている。

琉球列島米国民政府は、高等弁務官の名において、法令（布告、布令、指令）を公布し、琉球政府の立法案を拒否し、立法を無効とし、公務員を罷免し、刑の執行を変更する等の権能を有し、独自の裁判所制度を維持しているが、通常の施政は、沖縄の住民により構成され、行政、立法及び司法の3機関よりなる琉球政府（Government of the Ryukyu Islands）を通じて行なっている。

琉球政府行政機関の長は、行政主席であり、その下に副主席及び事務機関がある。琉球政府の立法機関は、住民の選挙によつて選ばれる32名の議員によつて構成される琉球立法院であり、その制定する法律は、「琉球政府立法」と呼ばれている。

なお、沖縄に関する日米間の協力機関として、昭和39年4月東京に日米協議委員会が、那覇に日米琉技術委員会が設置された。これら両委員会は、日本政府の対沖縄経済技術援助予算に

ついて協議し、日米の援助に関する政策を調整することを目的として発足したものであるが、昭和40年4月に至り、協議委員会の機能は、「。。。経済援助についてのみならず、（琉球）諸島の住民の安寧を引続き向上させるため、日本国及び合衆国が協力することができるその他の事項についても協議することができるように拡大」された。

II 「沖縄住民」の範囲

1. 琉球法制上の規定と米側の取扱い

琉球住民の地位及び権利義務並びに琉球政府の行政、立法及び司法の各組織運営等を具体的に明示した米国民政府布令第68号「琉球政府章典」は、その第3条において、「琉球住民 (Ryukyuan) とは、琉球の戸籍簿にその出生及び氏名の記載されている自然人をいう。」と定義している。しかし、さらに具体的に各種法令の実際上の取扱いぶり等をみると、たとえば民政府布令第125号「琉球列島出入管理令」は、「琉球列島に本籍を有し、かつ、琉球に現在居住しているもの」をもつて琉球列島居住者 (Residents of the Ryukyus) と定義しており、さらに琉球住民の渡航管理に関する民政府布令第147号では、「琉球住民とは、琉球列島に本籍を有し、かつ、現在琉球列島に居住している者をいう。」と規定されている(「琉球列島に本籍を有するもの」あるいは「琉球の戸籍簿」の意味については、後述Ⅳ戸籍の章参照)。

また琉球への出入管理の実際上の措置としても、琉球に本籍を有するものであつても琉球列島以外の地域に居住しているものの琉球への入域については、日本国政府発給の身分証明書、旅券もしくは国籍証明書を携行し、民政府による事前の入域許可をうることが要求されている。しかしながら、琉球政府出入管理第1954年4月5日付「取扱要領」によれば、これらのものが一旦琉球列島に上陸した後は、琉球列島出入管理令を適用しないこととしている。これは、琉球に本籍を有するものは、琉球列島上陸後は、「琉球住民」としての取扱いを受けるべきであるとの趣旨に出るものと思われる。ただし、同取扱要領は、これらのものが琉球列島から再び日本または諸外国へ渡航する場合には、当該人の自由意思により、(1)有効な日本政府の身分証明書、旅券または国籍証明書で渡航するか、(2)民政府発給の日本渡航証明書または身分証明書により渡航するか(この場合、事前の許可なし

に琉球への再入域が保証される。)について
選択することが認められている。上記(1)の選
択が認められていることは、琉球住民の渡航
管理に関する布令第147号第13条10が、
「永住のため日本に渡航する場合には、当該
日本渡航証明書は、当該名義人が琉球列島へ
帰島する効力がない。」としていることとと
もに、注目すべき事象である(ただし、実際
の取扱い上では、永住のための日本渡航証明
書でも再入域は認められているようである。)
すなわち、沖縄施政当局としては、建前上琉
球列島内において住民としての取扱いをうけ
ていたものであつても、沖縄出域に際し、沖
縄への再入域の意思のないことが明らかなも
のについては、「琉球住民」としての再入域
の保証を与えないとしているのである。これ
らのものが、たまたま海外に出た場合に、米
側は、「琉球住民」として取扱いかどうかの
問題がありうるが、米側としても、海外に
おける「琉球住民」の

範囲については、必ずしも割り切つていな
いようであり、後述Vでふれる「琉球住民」
の保護に関する國務省より在外公館あての訓
令の中でも、当該個人の「琉球住民」たる地
位に疑義がある場合には、國務省へ請訓すべ
き旨が述べられている。

一方、琉球列島に終戦前より居住
しているものであつても、琉球列島以外の地
域に本籍がある日本国国民は、非琉球居住者
として取扱われ、登録の義務が課せられてお
り、これらのものが海外にある場合に、米側
がこれを「琉球住民」として扱わないことは
もちろんである。

2. 海外において特別の考慮を要する「沖縄住民」の範囲

「沖縄住民」の海外における取扱いについて特別の考慮を要する主たる理由は、これら住民について、日米両國の保護が競合する関係にあることである。従つて本稿の対象とする

「沖縄住民」の範囲も、上記の琉球法制上の「琉球住民」の範囲と一致すると考えて差支えないが、在外公館による取扱いという実際の観点から、これをあらためて定義し、説明を加えれば、次のとおりとなる。

日本戸籍上沖縄に本籍を有するものであつても、「琉球の戸籍」に記載されていないものはもちろん、たまたま「琉球の戸籍」に記載されているものであつても、終戦前より現在に至るまで引続き日本本土または外国に居住しているものは、かつて琉球列島占領米軍

当局あるいは米国民政府の施政下に入つた事実はないので、原則として沖縄以外の地域に本籍を有するものと特に區別して考える必要がない。

「沖縄住民」、「琉球住民」等と称せられてその法律上の地位及びその海外における取扱いに若干の特別の考慮を要するのは、原則として次の(1)、(2)のいずれかに該当するものと定義しよう(実際上は、沖縄より出域するに際して、~~出す~~

米国民政府発給の日本渡航証明書または身分証明書を携行すべき者であるかどうか、及び現に米国民政府または沖縄占領米当局発給の身分証明書を所持しているかどうかにより確認することとなる。)。

- (1) 琉球戸籍法上、琉球列島に本籍を有し、同地に住所または居所を有している者。
- (2) 米国の施政下におかれた後に、沖縄を離れ(終戦後サンフランシスコ平和条約発効までの間に沖縄占領米当局の許可をえて沖

繩を離れた場合を含む。)、沖縄に住所または居所は有しないが、琉球戸籍法上、琉球列島に本籍を有する者。

しかしながら、実際の取扱いにあつては、たとえ上記の意味での「沖縄住民」であつても、もはや沖縄に生活の本拠を有しない者については、たとえば、本人が沖縄に再入域する意思を有せず、また沖縄の施政権者たる米国による保護を要しない場合のごとく、その取扱いについて特別の考慮を要しない場合もあると考えられる。

逆に、上記の定義による「沖縄住民」でなくとも、海外において沖縄住民の配偶者や直系卑属となつた者、さらには「琉球の戸籍」にその本籍が記載されているか、または実際に記載されていなくとも記載されべき者で、唯一の縁故者が沖縄に居住している等の事情により、上記(1)、(2)には該当しないが、身分的に沖縄に強いつながりのある者については、「沖縄住民」に準じた取扱いをすることが適当な場合(たとえば、沖縄に送還される場合)もありえよう。

これらの者については、ケース・バイ・ケースに取扱うことが適当であり、要すれば、その都度米側と協議することも考慮すべきであろう。

なお、上記の「沖縄住民」に準ずる取扱いを可とする者のうち、琉球列島外で生まれた「米国民政府の日本渡航証明書または身分証明書を所持する者の出生による15才未満の子」は、琉球政府出入管理部長の通達により、親の申請に基づき、日本渡航証明書または身分証明書の発給をうけうることとなつている。このようにして、海外において身分証明書の発給をうけたものは、「沖縄住民」として取扱うべきであろう。一方、沖縄住民が、海外において婚姻した場合の配偶者、その他海外にありながら、出生以外の理由により琉球列島に本籍を有するに至つた者については、かかる取扱いは行なわれていないようである。従つて、これらの者は、海外において身分証明書を取得することはできず、沖縄への入域に当つては、本土籍者と同様に、あらためて入域許可をとりつけることを要することとなる。

また、日本の戸籍法上は沖縄への転籍も自由であるが、「琉球の戸籍」に記載されるためには、それが身分上の変動を伴わない転籍の場合には、事前の許可を要することはもちろんであるが、養子縁組、婚姻等身分行為がなされた場合でも、成年者が沖縄住民の養子となる時、あるいは成年男子、沖縄住民たる女子と妻の氏を称する婚姻をなしたときは、民政官の事前の許可を要することとなっている。このように、日本の戸籍上は、沖縄に本籍を取得し、しかも「沖縄住民」と身分上の密接なつながりをもつに至った場合においても、一定の条件が整わない限り、「琉球の戸籍」に記載されず、従つて米側においては、「琉球住民」たることを認めない場合がありうることは、おそらく實際上その例は少ないであろうが、一応注意を要する点である。

(参 考)

「琉球住民」の海外への
渡航手続

1. 「琉球住民」が海外に渡航するには、「日本渡航証明書」により、まず本土に渡り、日本において旅券の発給をうけて外国に渡航する場合と、沖縄において米国民政府発給の日本本土以外の地域への渡航のための「見分証明書」の交付をうけて、外国に渡航する場合の2つの方法がある。

「琉球住民」の日本本土及び海外への旅行に関する管理及び手続を規定しているのは、1955年8月/3日付民政府布令第/47号「琉球住民の渡航管理」である。

2. 「日本渡航証明書」とは、「琉球列島高等弁務官の命により、発給する渡航文書で、琉球住民の身分を証明するとともに、日本への旅行及び琉球列島への再入域を許可するもの」であり(同布令第4条)、その発給を申請するためには、戸籍謄本または戸籍抄本/道及び写真2葉

とともに、申請書2通を琉球政府出入管理部に提出する（同布令第6条）こととなつている。その有効期間については、「普通日本渡航証明書は、当該渡航証明書の名義人が、琉球列島に不在期間中有効とし、当該渡航証明書の名義人の帰島により効力を失うものとする。」（同布令第13条3）とされているが、普通証明書のほか、「3年間有効の数次往復用日本渡航証明書」もある。

なお、「永住のため日本に渡航する場合には、当該日本渡航証明書は、当該名義人が琉球列島へ帰島する効力がない。」（同布令第13条10）

（実際の取扱いは、帰島が認められていることは前述のとおりである。）

日本渡航証明書は、本来「日本への旅行。を許可する」ものであるが、当該名義人が、本土に立寄り、日本国旅券を所持して海外へ旅行することは、法律上も説明可能であり、慣行上も認められている。名義人が、本土経由帰島する場合はもちろん、外国より直接、日本渡航証明書により帰島した場合にも、再入域等に関し

問題の生じた例はないようである。

3. 「身分証明書」とは、「高等弁務官の命により住民の身分を立証し、日本以外の地域への渡航並びに琉球列島への再入域を許可するため、旅券に代わり発給される渡航証明書」である（同布令第18条）。「日本渡航証明書に適用する条件及び規定並びにその他の関係規則は、身分証明書にも適用」される（同上）。ただし、上記の永住と帰島の効力に関する布令第13条10の規定は、琉球政府法務局出入管理庁の「琉球住民の渡航管理事務処理規程」による実際上の取扱いで、「身分証明書」には適用されていない。

4. 「日本渡航証明書」及び「身分証明書」の形状は、旅券に類似しており、主な記載事項は、次のとおりである。

日本渡航証明書

表紙



→ 赤
褐
色

JAPAN TRAVEL DOCUMENT

United States Civil Administration
of the Ryukyu Islands

日本渡航証明書

琉球列島
米国民政府

第 / 頁

No. _____

This is to certify that _____

_____ a Resident of Ryukyus, whose
photograph and description
appear hereon, is authorized to
travel to Japan.

FOR THE HIGH COMMISSIONER:

19

文 訳

本証明書添付の写真及び説明事項に
該当する琉球住民
は日本へ旅行するものであることを証
明する。

一九 年 月 日

琉球列島高等弁務官

身分証明書

表 紙



緑
色

CERTIFICATE OF IDENTITY
United States Civil Administration
of the Ryukyu Islands
Government of
The United States of America

身分証明書

琉球列島

米国民政府

亜米利加合衆国政府

The High Commissioner of the Ryukyu Islands hereby requests all whom it may concern to permit safely and freely to pass, and in case of need to give lawful aid and protection to:

a resident of the Ryukyus.

FOR THE HIGH COMMISSIONER:

_____ 19 _____

訳 文

右の琉球住民に対し通路故障なく
旅行させかつ必要な保護扶助を与え
られるよう、その筋の諸官に要請す
る。

一九 年 月 日

琉球列島高等弁務官

裏表紙の内側

身分証明書に関する注意

1. この身分証明書は旅行免状の代りに交付されたもので、この交付を受けた者が米国の施政にある琉球列島に無条件で再入域することを保証する。
2. 外国旅行中の者で、この証明書を所持する者は最寄りの米国大使館又は領事館に保護援助を求めることができる。
3. 身分証明書の交付を受けた者は身分証明書面所定の場所に署名しなければならない。
4. この身分証明書は、特に定める場合を除き、渡航先国の査証を受けて、世界各国へ渡航することができる。
5. この身分証明書は、特に定める場合を除き、身分証明書の交付を受けた者が琉球列島に帰島したとき、身分証明書は効力を失う。
6. 身分証明書の交付を受けた者が身分証明書の日から一カ年以内に、琉球列島から出域しないときは、身分証明書は効力を失う。

Ⅲ 「沖繩住民」の国籍

琉球列島等平和条約第3条に掲げられる地域及び住民については、日本国は、米国に行政、立法及び司法上の権利を行使する権利を認めたにすぎず、従つて、わが国は、引続き主権（いわゆる残存主権）を保有しているので、領土の所屬変更を生ずる場合とは異なり、関係住民の新領有国国籍の取得、国籍の選択等の一般的な国籍得喪問題は生じていない。すなわち、「沖繩住民」の日本国民たる身分は、平和条約の発効によつて変動を受けていない。従つて、わが国は、平和条約発効後の日本国籍の得喪についても、沖繩が依然日本領土であり、沖繩住民は依然日本国民であるとの立場に立ち、もつばらわが国国籍法の規定に則つてこれを取扱つてきている。一方、施政権者たる米側においても、「琉球住民たる要件及び権利義務」を定める琉球政府章典第3条（1952年2月29日民政府布令第68号）において、「琉球住民と

は、琉球戸籍簿にその出生及び氏名の記載をされている自然人をいう。」とするとともに、「。。。日本国以外の外国の国籍を有する者または無国籍の者は、法令の規定による場合のほか、琉球戸籍にこれを記載することができない。」と規定して、結局日本国籍を有することをもつて、沖縄住民たる一要件としているのをはじめ、沖縄住民が、日本国籍を保有することを公に認めている。

Ⅳ 本土及び沖縄における沖縄関係戸籍の取扱い

「沖縄住民」の範囲に関する上述の説明を補足し、これら住民に関する領事事務の取扱いを理解するための参考として、まず、日本本土及び沖縄現地における沖縄在籍者の戸籍の取扱いを略述する。

1. 沖縄は依然日本の領土であるから、日本国民は沖縄に本籍を維持し、またあらたに沖縄に本籍を定める等が可能であるが、現実には、同地の米軍による占領以後、わが国の施政権が及ばないため、福岡法務局の支局として、沖縄関係戸籍事務所が設置され、同事務所が戦争により滅失した沖縄関係戸籍簿の復元と、その後の戸籍関係事務の管掌に当たってきた。この沖縄関係戸籍事務所の管掌する戸籍は、日本の戸籍法に基づくものである。同事務所で編製している戸籍は、本戸籍と仮戸籍の両者があるが、仮戸籍のものが多いため、本説明では、同事務所にある戸籍を「仮戸籍」と呼んでおくこととする。

他方、沖縄現地においては、まず沖縄在籍者で、当時沖縄に居住していたものについて「臨時戸籍」の作成に着手したのをはじめ、

昭和29年4月以後は、戸籍整備法（1953年琉球政府立法第86号）の実施によつて、沖縄に現に居住していると否とにかかわらず、沖縄在籍者のすべてについて戸籍を戦前の状態に復元し、その後の身分変動をも入れて整備する事業が開始された。この事業には、本土側の沖縄関係戸籍事務所及び市町村も協力し、現在では沖縄現地の戸籍の整備は、ほぼ完成したものとされている。この結果、整備され、現在沖縄市町村が管掌している戸籍は、一般に「整備戸籍」と呼ばれている。本稿で、これまで琉球法制との関連で、「琉球の戸籍」と述べてきたのも、この「整備戸籍」を指すものである。

2. 本土における沖縄関係戸籍の取扱いについては、戦後の相当期間、沖縄市町村長の行なつた戸籍上の処理は、日本政府の関与する限りでないとして、たとえば、沖縄在籍者の戸籍上の届出にあたり沖縄現地の戸籍の謄本の添付を認めず、沖縄関係戸籍事務所の「仮戸

籍」の謄本のみを認め、また認知養子縁組、婚姻等の創設的身分行為については、法例第8条第2項または第13条第1項但書の規定を準用して、その効力を認めていた。これは沖縄現地の戸籍が、日本戸籍法に基づくものでないという法理上の理由のほか、沖縄において戸籍整備事業が開始されるまでは、本土、沖縄間に十分な連絡がないまま戸籍の復元整備作業が、別々に進められたこと、及び沖縄占領直後の米軍海軍軍政府布告第1号により、当時の「現行法規の施行」が「持続」され、本土において昭和23年1月1日以降新民法、新戸籍法が施行された後も、沖縄においては相当期間、旧民法及び旧戸籍法が施行されていたこと等の理由により、本土の「仮戸籍」と沖縄現地の「臨時戸籍」との間に相当実質的な相違があつたことにもよるものである。

3. しかるに、琉球政府立法により、沖縄の民法及び戸籍法を、本土の新法と同じような内容にするための改正が行なわれて、これが昭

和32年1月1日から施行され、さらに「整備戸籍」の調整がほぼ完成したことにともかんがみ、昭和36年2月以降本土にあつても、沖縄の市町村長の行なつた戸籍上の処理に対して、本土の市町村長の行なつたものと同様の効果を認めて、沖縄の「整備戸籍」の謄本を本土の戸籍謄本と同様に処理する取扱いに変更されるに至つた。

この結果、現在本土市町村長による沖縄在籍者よりの戸籍の届出の実際の取扱いは、次のとおりとなつている。

- (1) 届書を受理したときは、沖縄の市町村長に送付する。
- (2) 沖縄の市町村長から届書を送付されたときは、本土の市町村長から送付された場合と同様に処理し、沖縄の整備戸籍の謄本も、本土における戸籍謄本と同様に取扱う。

しかし、法律上の理由及び実際の便宜のため、福岡法務局沖縄関係戸籍事務所は、依然「仮戸籍」を管掌しているので、本

土の市町村は、次の措置をもとることとなつている。

- (3) 沖縄関係戸籍事務所にも届書を送付する。
- (4) 届出人が仮戸籍調整の申出をしていないことを知つた場合には、仮戸籍調整の申出をさせて、届書とともに、申出書を同事務所に送付する。

4. このように、現在においては、本土と沖縄間の戸籍の取扱いが統一されてきたとはいえ、依然本土の「仮戸籍」と沖縄現地の「整備戸籍」の内容が異なり、なお完全に一致しない点が残されていると思われる。その第1の理由は、本土において新民法及び新戸籍法が施行されているながら、沖縄においては旧法が施行されていた時期（昭和23年から31年まで）があつたことであり、第2の理由は、日本の戸籍法上は沖縄への転籍は自由であるが、沖縄現地の戸籍への記載については、米国民政府による若干の制限があるからである。

すなわち、1954年7月23日付民政府

指令第6号により、琉球列島に転籍するためには、「民政官」の許可を要することとされており、十分な理由がない限り、この許可の取付けは容易でない。さらに婚姻、その他身分上の変動に伴う入籍は、原則として許可を要せず、沖縄現地における届出はもとより、沖縄外において、日本側官憲に届出ることによつても、自動的に行なわれるが、それにも例外がある。すなわち、「成年者が養子縁組または琉球女との婚姻によつて、琉球列島に戸籍を移転し、かつ、新本籍を定めようとする場合」には、事前に民政官の許可を要する（前出指令第6号第6条）こととなつている。これによつて、沖縄在籍者の範囲が、「仮戸籍」と「整備戸籍」との間で異なることとなる可能性が残されているのである。

V 「沖縄住民」の在外における保護についての基本方針

1. 「沖縄住民」は、日本国国籍を保有しているが、平和条約第3条後段は、「合衆国は、領水を含むこれらの諸島の領域及び住民に対して行政、立法及び司法上の権力の全部又は一部を行使する権利を有するものとする。」と規定している関係上、「沖縄住民」が沖縄において現に米国の施政下におかれている限りにおいては、日本国の行政権、立法権及び司法権は、原則として、同住民に及ばないという特殊な状態にある。

しかしながら、「沖縄住民」が、米国の施政下にある領域を離れて日本本土に居住する場合には、同住民に対しては、日本国国民一般に認められた日本国の国内法上の権利の享有が完全に認められるとともに、同住民が日本国以外の第3国にある場合にも、同住民以外の日本国国民と同様に、日本国国民としての保護を日本国より受ける権利が認められる。従つて、各在外公館においては、「沖縄住民」が

日本国政府発給の旅券を有すると、米国民政府発給の身分証明書を有するとを問わず、これら住民に対し必要な場合、一般日本国民に対すると同様の適当な保護を与える権利及び義務を有する。

この保護の中には、旅券の発給、身分関係事項の届出の受理、各種証明事務、在監者訪問、身体、財産保護に関する接受国官憲との折衝、遺産関係事務等を含め、国際法上領事官憲に認められている一切の職務を含むが、沖縄がわが国の施政権下でない結果として、實際上わが国領事官が行ないえないものを除外することはもちろんである。

2. 他方、「沖縄住民」は、平和条約第3条に基づく施政権にかんがみ、「米国の保護の下にある者」として、米国の在外公館も国際法の認める範囲でこれに保護を与える権利及び義務を有する。国務省は、米国民に与えられていると同様の保護を「琉球住民」にも与えるべきこと及び日本の外交領事官憲が、日本の利害を主張する場合

には、日本側と協力すべきことを、米国の在外公館に訓令している。従つて、海外にある「沖縄住民」については、日米両国の保護が競合することとなる。

上記の国務省の訓令は、日米の責任の分担が明白でないことを認めつつも、「難破船の乗組員、琉球から出域した商用旅行者、米側機関の援助をうけている移住者のごとく、琉球と直接、かつ、現存のつながりをもつ場合には、米側在外公館が、保護について第一義的な責任をとるべきであろう。」としている。

事実、「沖縄住民」が、外国において生活困窮に陥り、あるいは在留する国の官憲から退去強制の処分を受けた等のために、再び米国の施政下にある沖縄に帰ることを希望する場合のごとく、その入域等の関係で、直接米国の施政権と関連する場合において、わが国の一方的処理により保護の実を挙げえない場合もあるので、わが方在外公館としても、米国の在外公館と連絡協議して、適宜の措置を

とつてゐる現状である。今後ともかかる場合はもちろん、生活困窮、疾病、傷害等の際に、米国外公館の協力をえた方がより効果的な保護を行ないうる場合には、適宜米側と連絡、協議することとして差支えない。

なお、上記の國務省の訓令は、過去における米側による保護の事例が主として難破船の乗組員に関するものであつたとして、かかる場合には、那覇の米領事部に対し、船名、所属港名、乗組員全員の姓名、並びに出生の場所及び年月日を通報し、必要な場合、那覇駐在の領事を通じ、民政府に対し、滞在費及び帰国費の送金を要請すべき旨を述べている。

3. 外国にある「沖縄住民」について、日米両国の保護が競合していることは、前記2のとおりであるが、米領政府側よりみた場合、「沖縄住民」が、「米国の保護下にあるもの」としてのステイタスを有する関係上、米領本土及びその属領にある場合には、わが国による保護の行使は第3国にある沖縄住民に対する

場合よりも、さらに若干の制約を受けることがありうる。しかし、在米のわが国領事官としては、少なくとも旅券の発給、身分関係事項についての職務の遂行を行なうことは差支えなく、またその他一般的に助言を与えることも差支えない。もつとも、その他の若干の場合、たとえば、困窮者に対する援助等の場合には、米領官憲が救済の第一義的な責任を有すると主張する場合があります。また実際上も米領官憲に措置せしめた方が、より有効な保護措置をとりうる場合もあると思われるので、これを留意の上、適宜対処ありたい。

なお、米領において、「沖縄住民」が困難に陥つた等の場合の米側の措置は、陸軍省が、移民局及び関係地方公共団体と連絡して、適宜処理しているごとくである。

なお、陸軍省内の担当部局は

Civil Affairs Directorate, Office of
Deputy Chief of Staff for Military Operation,
Army General Staff,
Department of the Army

である。

4 以上を要するに、在外公館においては、沖縄住民も、日本国民であるとの基本的認識に基づき、これに対し万全の保護措置を講ずるとの方針で臨まれたい。沖縄住民の保護について特別の考慮を要するといふも、沖縄出身者を本土出身者と差別するとの趣旨でなく、沖縄が米国の施政下にあるという特殊な状況にかんがみ、沖縄住民自身の便宜を図り、保護をより効果的ならしめるために必要な考慮を払うとの趣旨であることはもちろんである。

また、万一管轄地域内において沖縄出身者と本土出身者との間に感情的、社会的に融和しないごとき傾向がみられる場合には、在外公館が卒先その是正に努力し、指導に遺憾なきを期されたい。

VI 沖縄関係領事事務に関する具体的説明

1. 戸籍、国籍事務

(1) 「沖縄住民」に関する戸籍及び国籍関係事務は、本土在籍者の場合と同様、在外公館において取扱つて差支えない。届書に添付する戸籍謄本は、福岡法務局沖縄関係戸籍事務所発行の「仮戸籍」の謄本はもちろん、沖縄の市町村長が発行した「整備戸籍」の謄本であつても差支えない。

ただ、これらの届（国籍離脱届を除く）は、本省經由沖縄関係戸籍事務所及び沖縄の本籍地市町村長の双方へ送付する要があるから、届書及び添付書類（戸籍謄本を除く）は、本土在籍者の場合におけるよりも、通多く徴し、本省へ送付ありたい。

(2) 在外公館執務参考書「在外邦人の戸籍及び国籍事務」に記載されている日本の大使、公使または領事への届出による日本人間の婚姻、養子縁組、協議離婚等は、日本法上いづれも「沖縄住民」についても有効である。

ただし、第Ⅳ章々末段に記したように、養子縁組または婚姻によつて沖繩に戸籍を移転し、新本籍を定め、沖繩の戸籍に記載されるためには、民政官の事前の許可を要する場合があるから、その点当事者に注意しておかれたい（「沖繩への転籍の手続」3.参照）。

（参 考）

沖繩への転籍の手続

1954年6月21日付米国民政府指令第5号、同年7月23日付同政府指令第6号及び1957年12月24日付規則第143号に基づき、沖繩への転籍の手続き等につき概説すると次のとおりである。

1. 転籍の一般的手続

沖繩へ転籍するには、所定様式による転籍申請書3部を琉球政府法務局長経由で高等弁務官に提出して申請する。これには高等弁務官の永住許可書及び日本にある本籍地の市町村長が発行する戸籍謄本を添付する。

転籍が許可されると許可書3部が申請者に交付されるから、許可の日から1カ月以内に、そのうちの2部を転籍地の市町村長に提出して、転籍の届出をする。それにより沖繩の戸籍簿に記載されれば、転籍が完了したことになる。

2. 元沖縄在籍者が本土から転籍する場合

かつて沖縄に戸籍を有していたが、その戸籍を本土に移した者が、永住のため沖縄へ再び転籍しようとする場合には、まず沖縄永住の許可（4「永住許可申請」参照）をえた上、沖縄に入域した日から120日以内に、次の書類を各1部転籍地の市町村長へ提出することが必要である（転籍許可書の添付を要しない。）。

- (1) 高等弁務官の発給する永住許可書
- (2) 永住許可が、琉球政府出入管理庁に正式に登録されていることを証する同出入管理庁長発給の証明書
- (3) 琉球戸籍法に規定する転籍に関する届書

3. 成年者が養子縁組または婚姻により戸籍を移転し、新本籍を定めようとする場合

この場合には、事前に民政官の許可をうける必要がある。許可申請手続きは次のとおり。

すなわち、下記のごとく事件別に従い所定様式による申請書4部に、養親及び養子または夫及び妻の戸籍謄本を添付して、琉球政府法務局

経由で高等弁務官に提出する。

- 養子縁組による戸籍移転認可申請書
- 養子縁組による新本籍設定認可申請書
- 養子離縁による新本籍設定認可申請書
- 婚姻による戸籍移転認可申請書
- 婚姻による新本籍設定認可申請書
- 離婚による新本籍設定認可申請書

4. 永住許可申請

(1) 申請資格

永住許可申請は、最少限次の条件にかなっていないければ考慮されない。

(イ) 申請の直前少なくとも3年間合法的に沖縄に継続居住していること。

ただし、最近3年のうちの一時不在期間が総計6カ月未満の場合、または外国の公認大学への留学による場合は、非継続居住とみなされない。

（永住者の配偶者または未成年の子、沖縄経済に特に裨益する専門的資格を有する者に対しては、この条件は該当しない。ま

たかつて沖縄に戸籍を有していた場合には、この条件は適用されない。)

- (ロ) 沖縄警察による品行方正の証明。
- (ハ) 相当の生活を維持するに十分な財産、定職または自活能力。
- (ニ) 昭和28年12月25日から沖縄に継続居住している者で米国民政府布令第125号「琉球列島出入管理令」第22条第6号の規定により、特に有効期限の定められていない在留許可証明書を所持している者の配偶者及び未成年の子については、(イ)の要件は適用しないことができる。
- (ホ) (ニ)の在留許可証明書を所持する者及びその未成年の子が一時訪問者として在留登録している場合は、(ハ)の要件を適用しない。

(2) 申請手続

- (イ) 所定様式による永住許可申請書3部を琉球政府出入管理庁を通じて高等弁務官あてに提出する。これには国籍証明書及び許可申請資格の適格者であるとの証明書等を添付

する。

許可の通知をうけてから15日以内に入管理庁に出頭して、在留許可証明書の変更を求める。

- (ロ) 1945年9月2日以前から引続き沖縄に居住(その間の不在期間が引続き10カ月を超えないこと。)している者等一定の者(指令第5号第2項)は、必然的に永住者とみなされることになつていたので、これに該当する者は、出入管理庁に在留許可証明書の変更を届けでることができる。

(3) その他

指令第5号「永住許可について」に基づいて永住者となつた者で、その後再入域の許可を受けないで出域した者は、永住者としての身分を失なう。

2. 遺産事務

在外「沖縄住民」の遺産に関する事務についても、おおむね在外公館執務参考書「遺産事務処理要領」（昭和32年8月）によつて処理してよい。

従つて、沖縄在住の相続人の調査、戸籍謄本、住民票等の収集、相続分決定後の遺産の送付等を在外公館において行なう必要がある場合には、本省へ連絡ありたい。

ただし、次の点に注意ありたい。

- (1) 上記の調査、書類の収集等については、本省においてはすべて特別地域連絡局經由沖縄の現地関係当局に依頼することとなるから、本土籍者の場合よりも日数を要するものと予想される。
- (2) もし相続分決定後の遺産の各相続人に対する送金が本省会計課長あてに送られると、本省においてはこれを一旦円貨で受取つた上、特別地域連絡局へ送り、同局において再び外貨として沖縄へ送金するということ

になるので、その煩を避けるため、当初から遺産管理人等または在外公館において、各相続人あての小切手として本省へ送付されることが望ましい。

3. 証明事務

わが国領事官の発給する身分関係諸証明、遺言証明、印鑑証明、接受国官憲の署名証明、翻訳証明等の各種証明は、いずれも沖縄において有効に受入れられている。

なお、出生証明、婚姻証明等の根拠として用いる戸籍謄本は、福岡法務局沖縄関係戸籍事務所発行の「仮戸籍」の謄（抄）本、または沖縄市町村長発行の「整備戸籍」の謄（抄）本のいずれでも差支えない。

4. 船員・船舶関係事務

船員及び船舶関係諸法に基づく事務については、沖縄は独自の船員法、船舶法、船舶安全法、船舶職員法及び海難審判法を有しており、日本のこれらの法律は沖縄への適用がないので、わが領事官は、これらの事務を行なうことができない。

ただし、わが船員法は、日本船舶を所有することができる者等が借入れた船舶についても適用の対象としているので、琉球船舶であっても、日本人（「沖縄住民」や沖縄法人を除く。）が雇用された場合には、わが船員法が適用されるから、雇入契約の公認は日本の領事官が行なうことになる。

またわが船員法に定める船舶に「沖縄住民」が船員として乗船する場合は、本邦で発行した船員手帳を受有していなければならないことになつている。その船員手帳による雇入契約の公認、その他わが船員法上の措置をわが領事官がとりうることはもちろんであるが、琉球政府発給の船員手帳によつては、これらのことを行なうことはできない。

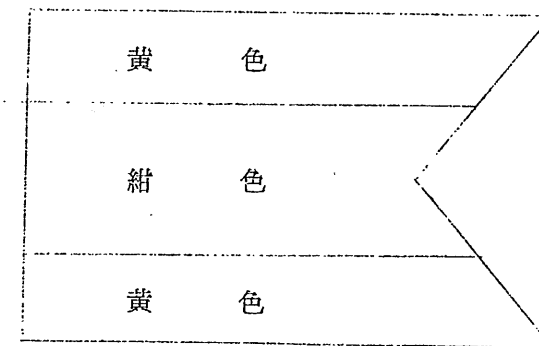
(参 考)

1. わが領事官は、日本船員法等に基づいて外国における船員法等関係事務を行なっているが、沖縄の関係法ではこの点どうなっているかをみると次のとおりである。

(たとえば、沖縄船員法では、管海官庁(工務交通局、宮古・八重山両地方庁)のほか指定市町村長に行なわせると規定し、また船舶法及び船舶安全法では、管海官庁を建設運輸局長、宮古・八重山両地方庁の長と定めている。しかし、外国におけるこれら事務を何人が行なうかについての規定がない。従つて琉球列島内においてのみ行なわれることになつていて、域外において雇入契約の成立等があつた場合、實際上いかに取扱われているか不明である。

2. 琉球船舶は、琉球船舶規則により、船舶旗の掲示を規制する国際規則に従つて「信号旗「D」(デルタ)旗の旗端から等辺三角形を切りとつたもの」を掲げること定められており、日本

国旗または米国旗を掲げていない。この船舶旗を図示すれば次のとおり。



5. 「沖繩住民」の海外からの帰国援助

海外において生活困窮状態に陥つたため、または乗組船舶が遭難したため、あるいは不法入域、その他の事由により「沖繩住民」を琉球列島へ送還する必要がある場合に、当該国当局は、日本国在外公館に連絡してくる場合が多い。本人に帰国意思がある場合には、わが方在外公館は、当該地米側出先機関（米国においては、移民局、州郡市町村及び必要に応じ陸軍省）と連絡を保つて、積極的にこれを処理すべきであるが、上記の場合における身許照会及び必要経費の負担等について留意すべき事項は次のとおりである。

なお、米国側が、海外における「沖繩住民」の保護について、特に難破船の乗組員等の帰国援助を重視していることは、第V章で述べたとおりであるので、主として米国側の処理に委ねた方が、より有効迅速な処理が可能であると判断される場合には、主として米側に処理させて差支えない。その場合にも、米側よりその処理

状況について随時通報を受け、本省へも報告するよう努められたい。

- (1) 身許照会等をわが方で行なう必要がある場合には、本省を通じ特別地域連絡局及び那覇日本政府南方連絡事務所経由、または在京米大使館及び民政府経由で行なう。
- (2) 滞在中の諸経費及び帰国に要する船賃等は、帰国者側が負担するのが原則であり、帰国者の留守宅等が送金できる場合は、その送金により支払うべきであるが、あらかじめ上記について本省を通じ、沖繩施政当局より後日支払いの保証をえた場合には、帰国者を乗船せしめる関係船舶会社にその旨を伝え、後払いの便宜供与方を依頼する方法をとることも考えられる。
- (3) 国の援助等を必要とする帰国者に関する領事官の職務等に関する法律は、「沖繩住民」にも適用される。ただし、同法の帰郷費には、本土から沖繩までの交通費等は含まれていないので、その捻出が困難（注）である等の事

情があるから、沖縄へ帰郷を要する者を同法で帰国させる場合には、特に前広に本省に連絡するよう留意されたい。

(注) 最近国援法により帰国させた沖縄出身ボリビア移住者の場合には、本土到着後沖縄までの船賃を生活保護法による扶助として特別に支給したことがあるが、今後この方法を取りうるかどうか疑問である。

(4) 密航者等で日本旅券、あるいは米国民政府発給の身分証明書のいずれをも有していない場合等において、帰国の際の旅行証明書をわが方において発給する必要があるときは、旅券または国籍証明書を発給する。

ただし、旅券を申請させるには戸籍謄(抄)本の提出を要するので、それを取りよせるいとまがない場合には、本省経伺その他適宜の方法により、その者が日本国籍を有することを確認の上国籍証明書を発給することになるが、同証明書が本人の経由国で旅行文書として認められないようであれば、戸籍謄(抄)

本を取りよせさせて、旅券を発給するよりいたし方がない。

なお、沖縄に本籍を有する者で、沖縄と強い身分的つながりを持つものであつても、第II章で述べたとおり、民政府からの事前の入域許可をえなければならぬものがありうるから注意を要する。この入域許可は、現地出発前に取得しておくことが望ましいが、本土経由帰島する場合には、本土到着後に総理府特別地域連絡局を通じ取得することとしてもよい(7.「沖縄への渡航」参照)。

6. 日本旅券の発給

沖繩に本籍を有する者については、福岡法務局沖繩関係戸籍事務所作成の「仮戸籍」の謄本(抄)本によつて旅券を発行できることはもちろんであるが、沖繩の市町村長の発行した戸籍謄本(抄)本または米国民政府発給の身分証明書を添えて申請がある場合でも、旅券を発行できるようにすることにつき法務省に協議した結果、同省においても異議がないので、本年1月21日付外務省告示を公布し、2月10日から実施されている。この結果、旅券法第3条第1項第3号に定める戸籍謄本等(すなわち、日本戸籍法に基づく戸籍の謄本等)の提出を省略できることとなつた。

すなわち、「沖繩住民」に対しては、従来も便宜上身分証明書を身許確認の手段とし、また沖繩の市町村長発行の戸籍謄本(抄)本を認めて旅券を発給した事例はあるが、上記告示により、これら沖繩で発行された戸籍謄本(抄)本または身分証明書(いずれも提出または提示の日前6月以内発行

のものに限る。)によつても、日本旅券を発行することが正式に可能となつた次第である。

なお、身分証明書は、「沖繩住民」の沖繩への再入域のため必要であるので、廃棄することなく、本人に返却されるべきものである。

7. 在外邦人の沖縄への渡航

沖縄は、日本がその潜在主権を保有しながらも、その施政権は米国によつて行使されているという特殊の環境下にあるため、沖縄への渡航には特別の手続が必要であるが、本項では、特に在外邦人の沖縄への渡航手続について述べる。

在外邦人の沖縄への渡航に当つては、有効な旅券またはこれに代わる公式の渡航証明書とともに、米国政府（陸軍省ないしは琉球列島米国民政府）の発給する沖縄入域許可証を持たなくてはならない（琉球列島出入管理令第12条）。

このうち、旅券またはこれに代わる公式の渡航証明書は、当該在外邦人が米国に居住している場合と、米国以外の外国に居住している場合、米国に居住していても永住権をもつている場合ともつていない場合、またその居住する外国から直接沖縄へ渡航する場合（現在では、この場合はきわめて稀である。）と、本邦経由沖縄へ渡航する場合とでそれぞれ異なる。

しかし、いずれの場合も、沖縄入域許可証の必要なことは変わりなく、これはいわば査証ともいえるものである。もつとも沖縄住民が米国樞東軍総司令部または琉球列島米国民政府発給の「海外渡航（あるいは旅行）証明書」または「身分証明書」を持つて海外（日本を除く）へ渡航した場合には、これら「証明書」が沖縄への再入域許可を当然に保証しているため、あらためて入域許可証をとりつける必要はない。

(1) 沖縄入域許可証

沖縄入域許可証は、前述のとおり米国政府が発給するもので、その有効期間は12カ月間で、有効期間中に限り2回目以後の渡航については、さきの許可証の確認だけで渡航にが許可されることになっている。

在外邦人が本件入域許可書を取得するには、

その在留地で申請し、取得する方法と本邦に一旦帰国してから取得する方法との2つがある。

(イ) 在外で取得する方法

沖縄入域許可申請に当つては、別添I様式の申請書3通を米國官憲に提出することになるが、米國国内で提出する場合と米國以外の外国で提出する場合とで、その受理機関が異なる。

(i) 米國で取得する場合

米國に居住する邦人が沖縄入域許可を申請する場合には、次の米國官憲のいずれかに申請書を提出する。

(A) Pacific Military Permit Branch
Rm 1 B 874,
Pentagon, Washington, D.C.

(B) H.Q., U.S. Army Pacific Office of the
Assistant Chief of Staffs, G 5,
APO 96558

(ii) 米國以外の外国で取得する場合

米國以外の外国に居住する邦人は、その居住地を管轄する米國在外公館へ申請

する。この場合、当該邦人の居住地を管轄する本邦在外公館は、当該邦人の米國在外公館への申請について、許可促進などの便宜上可能な範囲で当該邦人を援助することが望ましい。

もし、その居住地を管轄する米國在外公館の所在しない場合、あるいは当該米國在外公館が本件申請の受理を拒否した場合（過去にかかる事例があつた。）などのような事情やむをえない場合には、本邦在外公館が本件申請を受けつけ、本省経由総理府特別地域連絡局に手続することになつている。

(iii) 日本で取得する場合

日本に帰国後入域許可申請を行なう場合には、直接あるいは滞在地の都道府県庁経由総理府特別地域連絡局に申請書を提出する。

以上のうち、米國で入域許可を申請する場合を除き、いずれもその申請受理機関が直接

許可する権限を有しておらず、許可権限を有する機関に経何することになるから、相当前広に申請することが必要である。現在のところ、一般的に米国民政府の在京出先機関（Ryukyu Travel Unit, Japan）限りで処理されるので、申請から許可取りつけに要する日数は、ほぼ2～3日であるが、なかには相当の期間を要するものもあるので、日本本土到着後申請することは、滞在費などの見地からも、事情やむをえない場合のほかは、避けるよう指導することが望ましい。

(2) 有効な渡航文書

沖縄への入域に当つては、前述のとおり、有効な旅券またはこれに代わる公式の渡航証明書が必要であるが、入域に当つて有効な旅券またはこれに代わる公式の渡航証明書として認められるものは、(イ)日本政府発給の身分証明書、(ロ)日本の在外公館長発給の国籍証明書、(ハ)日本国旅券及び(ニ)琉球列島米国民政府発給の身分証明書の4文書がある。

これらの文書のうち、無条件で有効な渡航文書として認められるのは、(イ)の日本政府発給の身分証明書及び(ニ)の琉球列島米国民政府発給の身分証明書であつて、(ロ)の日本の在外公館長発給の国籍証明書及び(ハ)日本国旅券は、一定の条件の下でのみ有効な渡航文書と認められるにすぎない。

説明の便宜上まず日本の在外公館長発給の

国籍証明書から述べることにする。

(イ) 在外公館長の発給する国籍証明書

在外公館長の発給する国籍証明書は、日本帰国に当り有効な渡航文書と認められるが、日本に帰国するとともにその渡航文書としての効力はなくなるのが原則である。

その特例として、在米公館長の発給するもので、永住権を有する邦人に対し発給する国籍証明書（昭和30/1.9付移渡合第1642号参照）は、米帰への再入国まで有効であるため、日本への帰国によつて渡航文書としての効力は失われず、日本出国に当り渡航文書として認められる。

従つて、沖縄への入域に当つて、有効な渡航文書として認められる国籍証明書は、(i) 当該邦人がその在留国より直接沖縄へ入域する場合には、すべての本邦在外公館長の発給する国籍証明書であるが、(ii) 本邦経由で沖縄へ入域する場合には、米国駐在の本邦在外公館長が永住権を有する邦人に対し発給する国籍証明書に限られる。

(ロ) 日本国旅券

日本国旅券は、本邦帰着と同時に効力を失うので、在留国より直接沖縄へ入域する場合を除いては、沖縄渡航に当たり有効な渡航文書とはならない。米国に永住権を有する邦人であつても、前記米国駐在の本邦在外公館長の発給する国籍証明書におけるがごとき例外はない。

(ハ) 日本政府の発給する身分証明書

米国に永住権を有し、米国再入国まで有効な米国駐在の本邦在外公館長の発給する国籍証明書を所持する者以外の在外邦人（沖縄住民で、有効な琉球列島米国民政府の身分証明書または日本渡航証明書を所持する者を除く）が、本邦経由で沖縄へ入域する場合には、日本政府の発給する身分証明書のみが有効な渡航文書となる。

この身分証明書は、沖縄への入域許可証所持を前提条件として発給されるものであるから（昭和27.6.30政令第219号第3条）、入域許可証を所持しない者は、入

域許可証発給申請とともに、その発給を申請することになっている。この点旅券の発給と査証取付の順序と逆になっている。

この身分証明書の発給をうけようとする者は、別添Ⅱ様式の身分証明書発給申請書/遡に下記の書類を添付して、直接あるいは滞在地の都道府県庁を經由総理府特別地域連絡局に提出し、申請する。身分証明書は、すでに入域許可証を所持する者の場合は、特殊の場合を除き、数時間で発給されている。

記

(i) 身元申告書 2通

(ii) 沖縄入域許可証

沖縄入域許可証のない場合は、旅券ないし国籍証明書

(iii) 写真(5センチ平方のもの) 2葉

なお、この身分証明書は、所持者が沖縄から本土に帰国と同時に効力を失なうが、数次往復用の場合には、2年間有効である。

(9) 琉球列島米国民政府発行の「身分証明書」

琉球列島米国民政府の発行する身分証明書は、1955年8月13日付民政府布令第147号第18条の規定にも明らかとおり、沖縄住民の海外(日本を除く)への渡航の際の渡航文書であり、海外から直接沖縄へ入域すると、本邦経由入域するとを問わず、有効な渡航文書である。前述のとおり、本身分証明書は、同時に沖縄への再入域を許可するものであるため、本身分証明書所持者は、沖縄入域に当り、別に入域許可証をとりつける必要はない。

なお、日本政府は、この身分証明書を所持して沖縄へ帰還する在外邦人が本邦を通過することを認めているので、本邦通過のために日本国旅券を発給携行させる必要はない。

なお、紛失、焼失などにより、本身分証明書の再発給あるいは書換えの事由が生じた場合は、沖縄に居住する留守担当者などに写真2葉及び再発給あるいは書換えを必要とする

理由書を送付し、琉球政府法務局出入管理庁
に対し代理申請せしめて、新しい身分証明書
の発給ないし書換えを受けることになつてい
る。

(4) 日本渡航証明書

前記(2)及び(3)に記述した渡航文書のほか、
沖縄入域に当り有効な渡航文書と認められる
ものに、琉球列島米国民政府発給の「日本渡
航証明書」がある。

この証明書は、琉球住民が日本本土へ旅行
する場合にのみ発給されるもので(布令第
147号第4条)、日本本土以外への渡航に
は身分証明書が発給されることは前述のと
おりである。ただし、沖縄住民で、沖縄にお
いて日本渡航証明書の発給をうけて、一旦日
本本土に渡航した後、日本国旅券を取得し、本
旅券をもつて外国に渡航する者が多い。

これら沖縄住民が、その在留国より本邦経
由沖縄に入域する場合はもちろん、在留国よ
り直接沖縄に帰島する場合にも、この日本渡
航証明書が有効な渡航文書として認められ、
この証明書は、沖縄再入域許可を含むもので
あるから、あらためて沖縄入域許可証を取得
する必要はない。

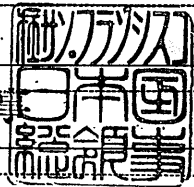
桑渡号 497号

昭和42年7月6日

外務大臣殿

在サンフランシスコ

島 總 領 事



琉球民政府発行の身分証明書を
所持する沖縄出身者の本邦通過
沖縄入域について

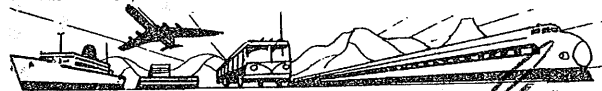
沖縄関係領事事務の処理につ
ては、^{昨年}5月20日付米北合字1345号脚訓
令により処理しているところ、沖縄
出身者が琉球民政府発行の身分
証明書を所持して沖縄へ入

域する者が本邦を經由して入
域する場合下記の点につき疑
義があるのご何分の儀即回示
ありたい。

記

1. 身分証明書を所持して本邦
を經由して入域する場合は
日本国旅券又は国籍証明書を
在外公館で発給することとな
り、当該身分証明書のみにより
本邦への立寄りをお認めされ
るところ、当該者の本邦立
寄り期間は何日位許可され
るのか。

冒頭貴信によれば「本邦を



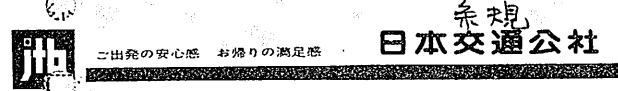
公信案オ1ハラクラフは次のラインに書き換えるのが適当と考える。(旅券課とも協議あり
たし。)

沖縄住民は日本国民であり、~~オ~~ ^{(伊敷(帰国))} 中米への
入口は 出入口管理令オ61条の問題である。

従って、入口の要件は 同条の「有効な旅券」を
所持し、その者の上陸時、入口港において入口
審査官からその旅券の帰国の証印を受けるとの
み、入口の目的や滞在期間に拘わらない。^{が、}

同条の「旅券」は 旅券法の規定に基づくに限
られ、琉球列島米国民政府が発行した身分証明
書もこの「旅券」に含まれると解している(米入口
管理令オ2条五の 旅券の定義参照)。

昭和5月20日付米北合オ1345号別添65条に
いう「通過」とは、一旦 本邦へ入口した後沖縄に
帰ることを意味し、^{入口の} 期間、目的等を特定する趣旨
ではない。



沖 には、
昭和5月20日付米北合オ1345号別添
令により処理しているところ、沖縄
出身者で琉球民政府発行の身分
証明書所持して沖縄へ入

号 497号

年7月6日

言を

通過

域する者が本邦を經由して入
域する場合下記の真にき疑
義があるのど何分の儀即回答
ありたい。

記

1. 身分証明書所持して本邦
を經由して沖縄へ入域する場合は
日本国旅券又は国籍証明書
を在外公館で発給することな
く、当該身分証明書のみにより
本邦への立寄り認められ
るところ、当該者の本邦立
寄り期間は何日位許可され
るのか。

冒頭貴信によれば「本邦を

P.65

通過することと認められる」とあるか
 本邦通過の範囲は、^{明解}何日位
 了解すべきか。
 又、身分証明書所持者が沖繩入
 域の途次本邦在住の当該者の
 近親者と訪向し6ヶ月位滞在
 の上沖繩に入域する場合も
 通過と見做すべきか。
 又、観光の目的を以て本邦に
 入国したのち沖繩に入域する
^{場合}身分証明書所持者には通過
 とみなし国籍証明書等を発
 行することなく身分証明書のみ
 で本邦に入国しうるや。

本信寫送付先 在米各公館(除国連)

GA-1

外務省

本信未付のままに圖覽一同封入(別添)を依規得の手続に基き
 改訂したものとある。

タイプ指示	発信用	執務用	計
主 信	10	4	14
付			
届			

発送日 昭和42年9月 9日
 発信タイプ 校在 1/6

文書課長 公 信 案 (分類)

公信番号 米北第 229 号 公信日付 昭和42年9月 8日

大 局 主管 北米局長
 政務次官 参事官
 事務次官 北米課長
 外務審議官 主任
 次 長

起案 昭和42年 9月 1日
 起草者 壽山 電話番号 672

法規課長 領事課長 旅券課長
 田中君 高橋君

受信者 在米各公館(除口连) 発信者 三木 大臣

送付先 在米各公館(除口连) (希望発送日) 月 日

件名 琉球列島米口民政府発行の身分証明書を所持する
 冲縄出身者の本邦至由冲縄入域について

GA-2

外務省

8 159

回覧番号 3202

米北米229号

昭和42年9月 8日

在サン・フランシスコ総領事殿

外務大臣

琉球列島米国民政府発行の身分証明書と

所帯持沖繩出身者の在米理由沖繩入域に關し

7月6日付貴信乗渡米497号に關し

沖繩住民は日本国民であり、わが國への入口は出入口
管理令第61条(日本人の帰國)の問題である。従つて入口
の要件は同条にいう「有効な旅券」を所持し、その者の上陸
する入口港において入口審査官からその旅券に帰國の
証印を受けるとの事である。入口の目的や滞在期間は

内わけ。答年5月20日付経済米北合米1345号
別添65頁にいう「通過」とは、一旦在米に入口した
のち、沖繩に帰ることを意味し、在米入口の目的、滞在
期間等を特定する趣旨ではない。なお、同条にいう
「旅券」は旅券法の規定に基づくものに限られず、
琉球列島米国民政府が発行する身分証明書も
之にいう「旅券」に含まれると解される(出入口管理
令第2条五の旅券の定義参照)。

入口の際の取扱いは以上のとおりであるが、わが國
旅券法上の旅券が在米帰國に於て効力を失う
(同法第18条ニ)のに対し、米国民政府発行の身分
証明書は米国民政府機関が発行する旅行証明
書であるから、在米帰國後も依然有効であること。
その意義人が在米滞死後、沖繩に回つて出口する
際は、一旦、帰國の証印を受け、身分証明書で出口す

ることである。

又、同身分証明書による沖縄入域については、米内閣府布令第147号（「琉球住民の渡航管理」）の規定により、同身分証明書が「当該身分証明書の名義人の琉球列島に不在中有効」（同布令第18条）であり、さらに、琉球列島への再入域も無条件に保証されているので、在邦滞在期間の長短を問わず、往々の平穏を前提として同身分証明書により入域することが可能である。

なお、那覇日本政府観光局事務所にて日本旅券を発給するため、旅券法の特例に因り法律（昭和42年法律第137号）の9月16日に施行される予定のこと（8月1日付経信程（注合第2416号。4.参照）、同法律第5条）は、沖縄住民に対し、沖縄に発給する旅券については、在邦到着と同時に失効しないよう効力の

特例を設けてある。これらを含め同法の実施については、別途追報する。

本信写送付先 在米各公館長（国連除く）